

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成18年3月9日(木曜日)

議事日程 第1号

平成18年3月9日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
行政報告
- 日程第 4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について
- 日程第 5 請願・陳情文書表
- 日程第 6 報告第1号 落雪による車輛被害の損害賠償について
- 日程第 7 承認第1号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について
- 日程第 8 議案第1号 辺地に係る総合整備計画について
- 日程第 9 議案第2号 市町の境界変更について
議案第3号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第10 議案第4号 町道路線認定について
議案第5号 町道路線廃止について
- 日程第11 議案第6号 土地の取得について
- 日程第12 議案第7号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 みなかみ町行財政改革調査会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 みなかみ町大峰観光施設条例を廃止する条例について
- 日程第21 議案第16号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 みなかみ町通所介護事業所条例の一部を改正する条例について
議案第20号 みなかみ町福祉センター条例の一部を改正する条例について
議案第21号 みなかみ町農産物直売所条例の一部を改正する条例について
議案第22号 みなかみ町大峰休養施設条例の一部を改正する条例について
議案第23号 みなかみ町交流促進センター条例の一部を改正する条例について
議案第24号 みなかみ町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第25号 みなかみ町営赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例について

- 議案第26号 みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例について
議案第27号 みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例について
議案第28号 みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について
議案第29号 みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例について
議案第30号 みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例について
議案第31号 みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例について
議案第32号 みなかみ町営国民休養施設条例の一部を改正する条例について
議案第33号 みなかみ町奈良俣サービスセンター条例の一部を改正する条例について
議案第34号 みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について
議案第35号 みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例について
議案第36号 みなかみ町たくみの家条例の一部を改正する条例について
議案第37号 みなかみ町須川宿資料館条例の一部を改正する条例について
議案第38号 みなかみ町新治屋内運動場条例の一部を改正する条例について
議案第39号 みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号 みなかみ町永井宿郷土館条例の一部を改正する条例について
日程第25 議案第41号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第26 議案第42号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
日程第27 認定第1号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定について
認定第2号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算認定について
認定第4号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町簡易水道特別会計決算認定について
認定第6号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町下水道特別会計決算認定について
認定第7号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町水道事業会計決算認定について
認定第8号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算認定について
日程第28 認定第9号 平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定について
認定第10号 平成17年度群馬県利根郡水上町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第11号 平成17年度群馬県利根郡水上町老人保健特別会計決算認定について
認定第12号 平成17年度群馬県利根郡水上町介護保険特別会計決算認定について
認定第13号 平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業費特別会計決算認定について
認定第14号 平成17年度群馬県利根郡水上町水道事業会計決算認定について
日程第29 認定第15号 平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定について
認定第16号 平成17年度群馬県利根郡新治村自家用有償バス事業特別会計決算認定について
認定第17号 平成17年度群馬県利根郡新治村国民健康保険特別会計決算認定について
認定第18号 平成17年度群馬県利根郡新治村老人保健特別会計決算認定について
認定第19号 平成17年度群馬県利根郡新治村介護保険特別会計決算認定について
認定第20号 平成17年度群馬県利根郡新治村スキー場事業特別会計決算認定について
認定第21号 平成17年度群馬県利根郡新治村温泉事業特別会計決算認定について

- 認定第22号 平成17年度群馬県利根郡新治村簡易水道事業特別会計決算認定について
 認定第23号 平成17年度群馬県利根郡新治村下水道事業特別会計決算認定について
 日程第30 認定第24号 平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定について
 日程第31 議案第43号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について
 議案第44号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 議案第45号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
 議案第46号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
 議案第47号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
 議案第48号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
 議案第49号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について
 議案第50号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
 議案第51号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について
 日程第32 議案第52号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算について
 議案第53号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
 議案第54号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計予算について
 議案第55号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計予算について
 議案第56号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
 議案第57号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計予算について
 議案第58号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計予算について
 議案第59号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について
 議案第60号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
 議案第61号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
 議案第62号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算について
 日程第33 議案第63号 町営水上中央(北原)土地改良事業の概要について(区画整理)
 議案第64号 町営水上中央(若栗)土地改良事業の概要について(農業用道路)
 議案第65号 町営水上中央(大穴)土地改良事業の概要について(農業用排水路)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (43人)

1番 島崎栄一君	2番 鈴木俊夫君
3番 高橋市郎君	4番 牧繪敏彦君
5番 久保秀雄君	6番 林喜一君
7番 小野章一君	8番 中村正君
9番 安達澄君	10番 鈴木幸久君
11番 河合幸雄君	13番 森下直君
14番 中里英夫君	15番 松井田均三郎君
16番 原澤好治君	17番 根津公安君
18番 速水一浩君	19番 馬場春夫君
20番 山岸勝君	21番 本多秀律君
22番 今井肇君	23番 傳田創司君
24番 石田武男君	25番 松井秀明君
27番 西田美江君	28番 小野登美司君
29番 富澤豊君	30番 林多加志君
31番 林由紀男君	32番 竹内慎吉君
33番 持谷順一郎君	34番 木村光一君
35番 生方昭一君	36番 高橋忠夫君
37番 神保啓光君	38番 戸田宣男君
39番 倉澤長男君	40番 小崎洋一郎君
41番 高橋光夫君	42番 大坪進君
43番 眞庭幸男君	45番 阿部源三君
	46番 増田宗利君

欠席議員 26番 番場正吉君

会議録署名議員

6番 林喜一君	29番 富澤豊君
---------	----------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 矢野義夫	議事係長 内田保恵
書記 澤浦厚子	書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長 鈴木和雄君	助役 腰越孝夫君
収入役 大川浩一君	総務課長 榎渕哲夫君
水上支所長 阿部正一君	新治支所長 石坂一美君
財政課長 木村一夫君	地域振興課長 林昭君
税務課長 林文博君	保健福祉課長 原澤和己君
環境課長 阿部正君	農政課長 阿部行雄君
商工観光課長 阿部一司君	建設課長 鈴木初夫君
上下水道課長 青山実君	教育長 登坂義衛君
学校教育課長 小泉行夫君	生涯学習課長 宮下達男君
都市計画課長 若桑一雄君	代表監査委員 阿部仔一君

開 会

午前10時開会

議長（増田宗利君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、代表監査委員の阿部一さんにおいでいただいております。お忙しい中、本当にご苦勞様でございます。よろしくお願いたします。

ただ今の出席議員は、43名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより、平成18年第1回（3月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

議長（増田宗利君） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

議長（増田宗利君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長あいさつ

議長（増田宗利君） 本定例会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 定例議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

記録的な豪雪も各地の花の便りとともに収まり安堵いたしております。除排雪の作業につきましても、群馬県や自衛隊をはじめ各方面の方々からご支援とお力添えをいただきました。また、議会議員の皆様方におかれましては、職員と一緒に除雪作業に取り組んでいただき、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、大きな災害に至らず、ライフラインを守りながら、安全な町を確保することができました。ここに温かいご支援とご協力を賜った皆様方にあらためて心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昨年10月1日の合併以来、早いもので5ヶ月あまりが過ぎました。この間、合併の慌ただしさの中でありましたが、議員各位のご指導と協力のもとに今日まで何とか行政運営を進めることができました。一方、国にあっては、構造改革の元に三位一体改革等を進めておりますが、地方財政を取り巻く状況は依然として先行き不透明であり、健全な行財政運営の目鼻が付かない現状にあります。このような中で平成18年度の予算編成を行いました。行政の施設や組織において、未だ合併効果は見い出せず、経常経費がかさむ非常に厳しい予算編成となりました。

主な特徴といたしましては、効果の少ない事業・施設を廃止し、新規事業を極力抑え、起債償還の繰り延べや、各種団体の補助金の50%カット、また、職員の人件費も4%削減をお願いをしました。しかし、投資的経費は、合併特例債を有効に活用して社会資本の整備に努め合わせて本年から、計画的に基金の造成に取り組みたいと考えております。

ソフト事業は、まちづくり交付金事業の立ち上げ調査、道の駅、まごころ便事業等を活用した地域交流事業、観光等の魅力あるホームページの作成と更新、さらには新生みなか

み町に相応しい新たなお祭りを創作したいと考えております。

また、安全・安心のまちづくり対策は、今年の経験をもとに除雪・雪害対策、さらには教育施設の耐震診断等を実施してまいります。

本定例会においてご提案いたします議案は、豪雪対策に関連する車両被害の損害賠償とそれに伴う一般会計補正予算の専決処分2件、土地改良事業に伴う境界変更や道路認定・廃止、土地の取得等の財産に関する議案5件、条例関係議案34件、組合規約変更議案2件、平成17年度旧町村における決算認定24件、平成17年度新町における補正予算9件、平成18年度当初予算11件、土地改良事業概要や辺地総合整備計画議案4件、以上91件の案件であります。

条例改正の案件につきましては、本年地方自治法の改正により、指定管理者制度の導入に対応する関連施設の設置管理条例の改正によるものが、22件を占めております。また、決算認定につきましては、旧3町村並びに衛生施設組合の平成17年9月30日までの各会計の決算であります。

なお、本日代表監査委員には、監査報告をいただくことになっておりますが、先般お忙しい中を一般会計を始め各特別会計、企業会計等の数多くの会計決算審査のご苦勞を賜りまして大変にありがとうございました。

各議案の内容につきましては、別の機会にご説明をさせていただきますが、何卒よろしくご審議下さいまして、ご決定又はご承認賜りますように心よりお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（増田宗利君） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（増田宗利君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

6番 林 喜 一 君、
29番 富 澤 豊 君。

日程第2 会期の決定

議 長（増田宗利君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日から3月20日までの12日間としたい考えであります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月20日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（増田宗利君） 日程第3、議長諸報告を行います。これより議会閉会中の報告をいたします。

平成18年1月17日、東京千代田区、国土交通省道路局並びに国会参議院議員会館に豪雪に対する「国の支援」を仰ぐべく町長に同行し陳情を行いました。内容については、当みなかみ町は、昨年12月28日に豪雪対策本部を立ち上げ、また県民局においても本年1月5日対策本部を立ち上げられ各方面からのご支援をいただきましたことをご承知のとおりであります。

除雪費は予算を大幅に超えておりますが。住民の生活と安全確保に努めたと言うことであり、そして今年の豪雪に対しては多くの見舞や支援物資そして自衛隊の出動をはじめとして町民・消防団・ボランティアの方々、町職員・議会議員等々各位には除雪作業に出動いただき誠にありがとうございました。このような状況をふまえて緊急に除雪費の支援を講じるよう陳情を行いました

次に、平成18年2月22日、縣市町村会館において群馬県町村議会議長会定期総会が、小寺弘之群馬県知事、中村紀雄県議会議長を来賓としてお招きし開催されました。総会は、全国町村議会議長会より表彰伝達が行われ12名の議員が表彰された。また県町村議会議長会長より75名の議員が表彰されました。

議事は、前年度事業報告に始まり18年度事業予算等を可決いたしました。その後宣言文（案）が読み上げられ、財政事情の窮めて厳しい環境にあっても、目指すべき国の姿を見失うことなく、地方自治の理想を求め未来に輝く地域社会の建設に全力を注ぐことを誓い満場一致で採択いたしました。

その内容は、

一、地方分権改革の実現を期する。

一、町村財政の確立、地方交付税総額の確保を期する。

一、議会の活性化、町村議会の福利厚生改善を期する。

一、少子高齢化社会に対応した保健福祉対策の充実を期する。

一、農林水産業・中小企業振興対策の強化を期する。

一、緑豊かな森林の維持と自然環境の保全を期する等々11項目を満場一致で決議し全ての議事をおわり総会はめでたく終了いたしました。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

行政報告

議長（増田宗利君） ここで、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） お許しを頂きましたので、一件行政報告をさせていただきます。

過日2月16日付の上毛新聞に「東京芸大みなかみに拠点」という報道がなされたわけですが、この東京芸術大学との連携について、その経過と現状についてご報告申し上げます。

昨年10月から11月にかけて、NPO 奥利根芸術文化アカデミーが、東京芸術大学と

連携してアートフラッグプロジェクトを実施し、アートフラッグが、みなかみ町観光会館の壁面に飾られていることはご承知のことと存じます。このプロジェクトでは芸大生の作品と共に芸大の指導のもと地元小中学生による作品制作も行われました。

こうした活動をきっかけとして、NPO代表の松本氏から、みなかみ町と利根沼田県民局に東京芸術大学との連携が持ちかけられました。町としても芸大との連携により、芸術文化の拠点が町内に設置できることや、文化の薫る町づくりの推進が図られ、文化の町としての情報発信ができることは大変有意義なことであり、県民局長と共に去る1月31日に東京芸術大学を訪れた次第であります。

学長との会談では町の公有財産を活用した文化芸術活動を双方が協力して実施する方針が確認されました。

これを受け2月19日には東京芸術大学坂本名誉教授他2名が当町を訪れ、平成18年度から何ができるか話し合いが行われました。その中では絵画科の学生による卒業制作作品について、その所蔵に困る学生のため、みなかみ町が制作作品の寄贈を受けて収蔵することが提案され、すでに平成18年度には12作品の寄贈が予定されております。この作品の著作権は制作者にあります、所有権はみなかみ町にあり、著作権者の同意を必要としますが、町独自で作品の展示等イベントに使用することができます。

収蔵の場所ですが、当面新治支所の2階を使用することになっておりますが、それほど大きなスペースを必要とはせず、他の使用の支障にすぐなるという程のものではありません。

また本年度みなかみ町を舞台にした活動として、「みなかみ町アートプロジェクト」を計画しておりますが、その内容は、超高精細なデジタル機器を絵画作品の調査研究に導入し、みなかみ町の「風貌・土地と人の姿」のテーマのもと、風景・風土はどのように感受されるものか、身体的な要素で受けるものが非常に多くの情報を持った画像で出現することの意味・作用を検証することだそうであります。撮影には5月頃から入り、調査研究の後、10月には作品が展示されることとなります。展示を通して新たな水上の姿、あらためて知る我が地について、地域の人はもちろん旅行客にも発信していくというものであります。

こうした取り組みにより、芸術文化拠点の形成や大学との連携によるみなかみ町の情報発信が期待できると考え、町の支援につきましては、本議会に提案させて頂きました平成18年度予算にも計上させて頂いております。

よろしくご審議の程お願い申し上げて行政報告とさせていただきます。

議長（増田宗利君） 以上で行政報告を終わります。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（増田宗利君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

本件につきましては、各委員長より報告がないことをご報告いたします。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（増田宗利君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配布いたしました。

た請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

平成 18 年第 1 回 (3 月) みなかみ町議会定例会請願文書表 (請願第 1 号)

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 1 号	みなかみ町連合消防団月夜野第 6 分団詰所新築に関する請願書	みなかみ町月夜野 5 2 3 町組区長 五十嵐 次男 根津 公安 原澤 好治	平成 18. 2. 7
	<p>【請願趣旨】</p> <p>町組区においては、元来、県道月夜野～新治線の沿線の家屋に見受けられるように、長屋・屋込みの地区があり、合併以前より消防行政、地元消防活動に対する理解・信頼が高く、地域が一体となり、予防消防活動、災害対策に積極的に取り組んできました。</p> <p>その活動の中核となる消防団第 6 分団詰所は、築 30 年を経過したことによる老築・老朽化、また、これから整備される消防設備から懸念される狭小化が課題となっており、さらにはサラリーマン世帯の増加に伴う第 6 分団員の在町率の低下により、出動の際に 2 つある詰所からの消防自動車、積載車（可搬自動車）の出動態勢の強化のために、2 詰所の一体化が懸念懸案事項となっておりました。</p> <p>折しも、現在工事中であります都市計画道路の用地問題等が解決されていなかったため、町当局に対してお願いする段階ではなく、時期尚早との意見があり、今日に至っております。</p> <p>しかし、平成 17 年度に都市計画道路の用地問題も解決し、県道月夜野～新治線との交差点協議が終了し、都市計画道路の交差点に残地等が発生するやにお聞きいたしました。</p> <p>つきましては、ぜひとも、現在の敷地及び残地を活用し、詰所の新築を区民をあげて請願する次第ですので、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防消防・災害対策の中核施設として、都市計画道路の進捗に伴い進展した交差点協議による道路用地の残地と、現在の詰所の敷地を活用した詰所の新築を請願します。 2. 2 つの詰所を統合し、詰め所の老朽化や団員の在町率の低下による初期消防活動の対応が可能となり、消防自動車・積載車（可搬自動車）が同時に収納可能な一体とした詰め所を設置することにより、一朝有事の際には団員が同時に出動できる体制を整備し、住民が安心して暮らせる生活環境の整備を望みます。 		

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表 (請願第2号)

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 2 号	みなかみ町教育施設建設に関する請願	ゆたかな教育を考える会 みなかみ町猿ヶ京温泉1189 林 強 一 ほか1名 小崎 洋一郎 倉澤一長男一 林 多加志 原澤一好治一 安 達 澄 H18.3.2 取消	平成18. 2. 27
	【請願趣旨】 新治地区の小学校統合計画については、住民の過半数を超える約3,500名の反対署名が寄せられました。住民は、決して納得していません。立派な猿ヶ京小学校、須川小学校があり、小学校の統合問題はまだまだ議論や検討の余地があり、統合小学校の建設を急ぐ必要はありません。みなかみ町全体を考えたとき、新治地区の小学校統合計画は、この際一時凍結し、教育施設建設で最優先すべきは、桃野小学校体育館であると思います。		
【請願事項】 新治地区の小学校統合計画を一時凍結し、桃野小学校の体育館建設を先に着工して下さい。			

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表 (陳情第1号)

番号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 趣 旨		付 託 委 員 会
陳 情 第 1 号	防災・環境・生活優先の公共事業への転換と群馬県所在国土交通省事務所の必要な職員確保を求める陳情について	高崎市栄町6-41 国土交通省全建設労働組合関東地方本部群馬県協議会 議長 永倉 剛	平成17. 12. 8
	【陳情趣旨】 毎年日本各地で洪水・土砂崩落・地震などの災害により国民の尊い生命と多くの財産が失われています。 昨年度は、7月の新潟・福島・福井での豪雨災害をはじめ、10月にかけて全国各地で台風被害など自然災害が相次いで発生しました。さらに、10月23日新潟県中越地方を震源とする地震被害では、死者39名を出す大災害が発生しました。国が、急傾斜地・崩壊危険箇所指定し対策が必要とされている9万2,548箇所のうち、対策がとられているのはわずか2		

3%にすぎず緊急防災対策が求められています。また、全国では毎年多くの地震が発生していますが、災害時において避難場所となる小中学校の校舎の耐震補強達成率は45.9%にとどまっており、地域の防災拠点となる学校・病院など公共施設の耐震化が急がれています。しかし、防災関係予算の一般会計に占める割合は1998年の約8%から2003年には5%弱へと年々減少しており、防災対策が十分進んでいないため、政府の世論調査でも多くの国民が防災・国土保全、生活関連公共事業への転換を求めています。

このことから、これからの公共事業のあり方は、国民の生命と財産を災害から守り、豊かな自然との調和や歴史的文化遺産の継承をはかること、生活基盤整備重視へ転換した国土づくりが求められています。

社会的な問題となっているアスベストは今後20年で10万人を超す被害者ができると予想されています。被害防止の対策や補償は国が責任を持って行う必要があります。

また、国・地方自治体で発注する公共・委託事業は、建設産業における重層下請け構造により、ダンピング受注などが横行し、この事業に働く多くの労働者は、最低賃金ギリギリで生活保護基準すら下回っていることも珍しくありません。このことは、手抜き工事などで公共サービスの質や安全性の低下につながります。「公契約法・条例」は、粗悪な工事の温床となる安値ダンピング受注を規制して、公共サービスの維持向上を図ります。公正な発注、適正な賃金確保は国際的な常識となっています。

国土交通省関東地方整備局の行う委任業務は、補助事業や住宅、下水、公園、まちづくり、地域づくりなど、より地域に直接関わるものであり、国民生活優先の公共事業を推進するためにも、地方出先機関である事務所・出張所の役割は重要であり、その執行体制の拡充と強化は不可欠と考えます。

しかし政府は、新たに5年間で5%以上の国家公務員純減を一律的に推し進めようとしています。こうしたことが進められれば公正な事業発注や施工管理、道路・河川等の整備・管理、建設産業に対する指導・監督などの業務にしわ寄せを受け、行政責任と行政サービスの大幅な低下は避けられません。

私たち全建労は、国民本位の公共事業、直轄事業を推進する上でも、下記4項目の実現を求めています。

貴地方議会において下記陳情項目にご理解をいただき、採択のうえ、その実現を関係機関に働きかけていただくようお願いいたします。

【陳情事項】

1. 公共事業を防災、国土・環境保全、地域住民の生活優先に転換すること。
2. 群馬県内にある国土交通省の出先機関（事務所・出張所・支所）の業務執行体制整備と必要な職員を確保すること。
3. アスベストの飛散防止や適切な処理方法を早急に確立するとともにアスベスト曝露に伴う健康被害を防ぐこと。じん肺・アスベスト被害者の労働災害認定基準を大幅に緩和し、全ての被害者を補償すること。
4. 公契約法(公共事業における賃金等確保法)の制定など法体系を整備すること。

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表 (陳情第2号)

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第2号	新治広域農道と団体営農道交差点の交通事故防止対策について	みなかみ町布施2453 布施区長 関 信 司	平成18. 2. 1
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>新治広域農道の須川川大橋が開通され地域住民の利便性も高くなり、町当局に対しお礼と感謝を申し上げます。</p> <p>しかしながら、広域農道と団体営農道の交差点においては、団体営農道の上からの進入路が掘割り状態で見通しが悪く、交通量が増える中で広域農道を横断しています。また、冬期間は、団体営農道上からの進入路が急斜なため、車がスリップし車の先端が広域農道にはみ出てしまいます。</p> <p>広域農道では、スピードをあげての車の往来も著しく、非常に危険な状況であり、早急に対策をお願い申し上げます。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広域農道と団体営農道交差点の路面に横断歩道表示と広域農道交差点左右に横断歩道ありの路面表示、看板設置のお願い。 2. 団体営農道交差点上部（南山側）にスリップ止めと左右拡幅のお願い。 <p>以上2点の改善提案を陳情申し上げます。</p>		

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表 (陳情第3号)

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第3号	布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設をお願いしたい	みなかみ町布施2453 布施区長 関 信 司	平成18. 2. 1
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>上原地区町道に一部U字溝の設置されていない箇所があり、その土手上部より地下水が道路に流れ出し、雨天がつづく道路一面が水浸しとなり、民家2軒に流れ込みます。また、冬期間は、路面が凍結することもあり、危険です。ここに水路対策をして頂きたく陳情申し上げます。</p>		

号	<p>【陳情事項】 布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設をお願いしたい。</p>
---	--

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表(陳情第4号)

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第4号	「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情	高崎市栄町 6-41 群馬県国家公務員労働組合共闘会議 議長 生方 和 義	平成18. 2. 13
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めています。しかし、効率ばかりを優先させた建築確認の規制緩和、民間開放が耐震強度偽装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全や暮らしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められます。</p> <p>いま、政府が導入を急いでいる市場化テスト(官民競争入札)は、民間の要望をもとに、効率化の観点から国と地方のあらゆる業務を対象に競争入札を強要するものです。国民・住民のくらしや安全に対する国や自治体の責任や公共サービスの内容についての論議は不十分なままに制度化が進められており、単に企業のもうけの場を作りだすだけの結果になるとの懸念は消えていません。</p> <p>また、そのような民間開放と一体で、公務員の純減目標値が決定されています。そしてその純減は、直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がるのが危惧されます。</p> <p>不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、民営化や地方切り捨てによる「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれてしまいます。</p> <p>したがって、公共サービスの安易な民間開放や市場化テスト(官民競争入札)は導入せず、また、画一的な公務員の純減は行わず、公共サービスの充実を図ることが必要だと考えます。そのため、以上の点を踏まえた意見書を採択のうえ、政府に提出いただくようお願いします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>次の事項を内容とする意見書を採択のうえ、政府に提出いただくよう陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> くらしや安全に関わる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストをはじめとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。 画一的な公務員の純減は止め、公共サービスの改善や水準を維持するために必要な要員を確保すること。 		

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表(陳情第5号)

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第5号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書	前橋市上小出町2-36-1 群馬県社会保障推進協議会 代表 野上 恭道	平成18. 2. 16
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>政府は、2月10日に医療制度「改革」関連法案を閣議決定し、国会に提出しました。その中身は2006年から2008年にかけて、団塊の世代が定年退職を迎え高齢化がピークとなる2025年に向けて、医療費の伸びを抑えるとして、高齢者を狙い撃ちしています。</p> <p>「現役並み所得」ある70歳以上の窓口負担を、今年10月から現行の2割から3割に引き上げ。2008年4月からは、70～74歳の「一般所得」者の負担も、現行の1割から2割負担に引き上げ。70歳以上の長期入院患者の居住費・食費の自己負担化(2006年10月～)、75歳以上を対象にした新たな「高齢者医療制度」の創設と保険料の徴収(2008年4月～)</p> <p>さらに、患者負担増にとどまらず、医療給付費の抑制を目的に、高齢者の療養病床の削減、都道府県に入院日数の短縮の数値目標を明記した「医療費適正化計画の策定」を義務づけ、都道府県単位の医療費抑制を競わせ、成果の上がらないところには補助金の削減などペナルティを課すことを計画しています。</p> <p>高額な患者負担を求め、強引な再編計画による医療給付費の抑制は、患者の医療を受ける権利を脅かし、病気の早期発見・早期治療を妨げ、重症化による医療費の増加を招くものです。</p> <p>「保険で安心してかかれる医療」というのは、国民共通の願いです。国庫負担の増額と医療保険に対する国の責任を強めることなど以下の4項目を要求します。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入院時の食費・居住費などの患者負担を増やさないこと。 2. 高齢者の患者負担と保険料の引き上げを行わないこと。 3. 必要な医療は公的医療保険で保障し保険のきかない医療行為を増やさないこと。 4. 国庫負担の増額と医療保険に対する国の責任を強めること。 		

議長(増田宗利君) 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託いたしますので報告いたします。

日程第6 報告第1号 落雪による車輛被害の損害賠償について

議長(増田宗利君) 日程第6、報告第1号、落雪による車輛被害の損害賠償についてを議題と

いたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 報告第1号、落雪による車輛被害の損害賠償についての専決処分報告について提案理由の説明を申し上げます。

この事故は、平成17年12月17日午後3時30分頃、みなかみ町営住宅鹿野沢団地内において、前日まで降り積もった屋根の雪が落雪し、車を直撃したものであります。

被害は、車輛の他、スキーキャリア、スキー等で町の過失70%を認め、早期に賠償する必要が生じたので、総額95万931円を専決処分した次第であります。

以上、ご報告申し上げ提案理由の説明といたします。

議 長(増田宗利君) 以上で報告第1号、落雪による車輛被害の損害賠償についてを終わります。

日程第7 承認第1号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について

議 長(増田宗利君) 日程第7、承認第1号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 承認第1号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について、ご説明申し上げます。

今年の豪雪は、「18豪雪」と気象庁が命名したように、記録的な積雪により、みなかみ町民にも、莫大な除雪経費と残念ながら、貴重な町民の生命まで奪う結果を招きました。

町といたしましては、早期に豪雪対策本部を設置し、群馬県知事をはじめ、多くの関係機関のご協力いただき、道路の除雪、一人暮らし老人等の屋根の雪下ろし等に真剣に取り組んでまいりました。

議員各位には、吹雪荒れまくる中、水上地区の除雪に駆けつけていただきましたことにあらためて感謝を申し上げるとともに、補正財源として財政調整基金より手当をさせていただきました。

歳入歳出それぞれ1億5,057万2千円を増額し、予算総額を77億417万6千円とさせていただきます。前に申し上げましたとおり、緊急を有する事案でありましたので、専決処分をさせていただきます。ここにご報告を申し上げます。

よろしくご審査の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長(増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより承認第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ありませんので、これにて承認第1号の質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、承認第1号に対する反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。
承認第1号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。
よって、承認第1号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 辺地に係る総合整備計画について

議 長 (増田宗利君) 日程第8、議案第1号、辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。
(係長朗読)

議 長 (増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 議案第1号、辺地に係る総合整備計画についてご説明申し上げます。
合併前における辺地総合計画につきましては、旧新治村の9地域を対象に平成15年度から平成19年度までの5ヶ年間の計画がありました。しかしながら合併によりこの計画がみなかみ町に継承されず、新たに計画を策定する必要が生じました。このため本計画は平成17年度に事業が実施されている永井地区及び入須川地区の2辺地を対象とし、計画期間を3ヶ年間として策定いたしました。
計画内容は総事業費は、4億4、200万円で、財源内訳は国県補助金等特定財源が2億8、900万円、一般財源1億5、300万円となっております。なお、一般財源につきましては、全額辺地対策事業債の起債で対応いたします。
事業内容は、永井地区の町道及び農道整備1億4、200万円と入須川地区の農道整備3億円の事業であり、いずれも継続事業であります。
今後の辺地計画につきましては、辺地要件の該当地域が、新治地域に3地域、水上地域に4地域になると思われますので、公共施設整備の必要性や辺地要件の再調査などを踏まえ、平成18年度中に計画策定を行う方針であります。
以上申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご議決下さいませようをお願い申し上げます。

議 長 (増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。
議案第1号、辺地に係る総合整備計画についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号、辺地に係る総合整備計画については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 市町の境界変更について、 議案第3号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

議 長(増田宗利君) 日程第9、議案第2号、市町の境界変更について、議案第3号、境界変更に伴う財産処分に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第2号、議案第3号について一括して提案理由の説明を申し上げます。
議案第2号、市町の境界変更については、沼田市上川田町及びみなかみ町下津字下川原地区の土地改良事業を共同施行いたしましたことに伴い、従来の地形が変更され、境界が不明確になったので、新たな区画にあわせて市町の境界を変更し整理するものであります。
次に、議案第3号、境界変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。この事業により、市町の境界変更が生じたことにより、沼田市境界内となりましたみなかみ町所有の道路・水路の財産処分、また、みなかみ町境界内となりました沼田市所有の道路・水路の財産処分について協議するものであります。

ご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第2号、議案第3号について、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、議案第2号に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。
議案第2号、市町の境界変更についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号、市町の境界変更については原案のとおり可決されました。
これより議案第3号について討論に入ります。
まず、議案第3号に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。
議案第3号、境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号、境界変更に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 町道路線認定について 議案第5号 町道路線廃止について

議 長（増田宗利君） 日程第10、議案第4号、町道路線認定について、議案第5号、町道路線廃止について、以上2件を一括議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。
（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第4号、第5号について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

両議案につきましては、主に土地改良事業のほ場整備に伴うもの及び道路の新設・改良事業による路線を認定及び廃止するものであります。

議案第4号では、旧月夜野町の北入河原8号線から悪戸22号線の延長1,430m16路線と旧新治村の湯宿42号線から塩原46号線の延長18,691mの68路線、計20,121mの84路線を新たに認定し、道路法第8条2項の規定に基づき議会の議決を頂くものであります。

また、議案5号では、旧月夜野町の福島1号線から悪戸8号線の延長750mの7路線と旧新治村柳沼11号線から吹路線の延長14,920mの52路線で計15,670mの59路線を廃止するものであり、道路法第10条1項の規定に基づき廃止の議決を頂くものであります。なお、旧水上町においては、合併前に平成17年度は認定及び廃止済みでございます。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

の説明といたします。

議 長（増田宗利君） 以上で、提案理由の説明が、終了しました。
これより、議案第4号、議案第5号について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、議案第4号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。
議案第4号、町道路線認定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号、町道路線認定については、原案のとおり可決されました。
これより議案第5号について、討論に入ります。
まず、議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。
議案第5号、町道路線廃止についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号、町道路線廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 土地の取得について

議 長（増田宗利君） 日程第11、議案第6号、土地の取得についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第6号についてご説明申し上げます。
平成16年度より、地域活性化事業債の地域文化財・歴史的遺産活用事業の採択を受けまして、下津地域にあります名胡桃城址保存整備用地の取得を行うものですが、この土地は旧月夜野町土地開発公社で平成5～6年にかけて、代行用地取得してあったものを本事業により町が買い取るものであります。

事業期間につきましては、18年度までの3ヶ年を予定しており、総面積45,754㎡の内、県指定用地を含めた38,522㎡を買い取るものであります。

本年度につきましては、議案に示すとおり、23,249㎡、購入価格5,024万4,258円で、みなかみ町土地開発公社より購入致したく、地方自治法の規定に基づき、みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第6号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、土地の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、土地の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長(増田宗利君) 日程第12、議案第7号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第7号について、ご説明申し上げます。

公務員の給与については、その労働基本権の制約代償措置として、人事院の勧告が行われ、それに準じて改正を行っているところありますが、今回の改正も昨年の人事院勧告に基づくもので、給料水準を平均で4.8%引き下げる内容となる給料表の改正が主なものであります。

人事院が示す年功序列制から勤務成績制に基づく給与制度改革に反映させるものであり、適用は4月1日からになりますが、引き下げは一気に実施せず、現在の給料を保証した経過措置がとられ、その間は昇給は行わず、徐々に実質的な水準を下げていくこととなります。

職員の給与については、昨年12月に既に給料表が0.3%引き下げられ、また、配偶

者扶養手当も引き下げられるなど、非常に厳しい内容となっておりますが、この人事院の勧告に準じて実施していきたいと考えており、ここに条例の一部改正の提案をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定下さるようお願い申し上げます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第7号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

（40番小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 私は、議案第7号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部改正条例に反対であることを表明するものであります。

2月28日の上毛新聞の一面に「みなかみ一般職4%賃下げ、昇級停止、実質5.5%減」とありました。新聞記事を見るまで、私は情報を持っておりませんでしたので、驚きのあまり絶句した次第であります。手を付けてほしくない領域の一つに踏み込むということであり、まさにルビコン川を渡ろうとしているものであると思います。

役場職員は言うまでもなく、現役労働者であります。現役世代は多かれ少なかれローンを抱えているのが一般的であります。賃金が下がったからと言って、借金のローンが減額されるわけではありません。

また、現役世代は子育て世代でもありますが、教育関係費を縮小することはできません。結局、家庭内可処分所得の減少となるわけであります。このことは、地域経済に与える影響大なるものがあると考えられます。加えて、今日本が直面している少子化に拍車をかけることにもつながりかねません。

町村合併前の3ヶ町村の役場職員の給与が高かったわけではありません。給与水準を示すラスパイレス指数は概ね93程度でありましたので、賃下げを行う論拠が存在しないことを申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、議案第7号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

日程第13 議案第8号 みなかみ町行財政改革調査会設置条例の一部を改正する条例について

議 長（増田宗利君） 日程第13、議案第8号、みなかみ町行財政改革調査会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第8号について、ご説明申し上げます。

前の議会におきまして、行財政改革調査会の設置につきまして、ご理解を賜りご決定していただきました。厚くお礼申し上げます。

1月より毎週、滞納問題等について検討していただいておりますが、検討する事項が組織統合など多岐にわたることから、検討項目ごとに専門部会的な組織とし、集中的に提案をしていきたい旨の申し出がありましたので、専門的分野の知識を持った数名の増員をお願いいたしますとともに、現条例では全員の出席がなければ、調査会の開催ができないという規定になっておりますが、過半数の出席で開催できるものとする改正であります。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。ご説明理由の説明とさせていただきます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第8号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

40番小崎洋一郎君。

（40番小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 町長にお伺いしたいと思います。提案理由の説明の中で、数名の増員ということ言われたのですが、さて私、それを聞いていて、数名とは何人くらいなのかと思いました。実は数名という言葉は、NHKのラジオで日本語の解釈についての住民意識調査の中で、どうもこの数名というのが怪しいと、江戸時代は数名というのは、8～9名程度が数名であったそうであります。しかし、現在はそれぞれの個人が勝手に解釈をして2～3人とか、あるいは4～5人とかという結果が集約されているんだということなので、数名の範囲をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お答えいたします。小崎議員が言われますように2～3名でございます。

議 長（増田宗利君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について、討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） 議案第8号、みなかみ町行財政改革調査会設置条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

提案理由の説明では、第3条第1項中の「3人をもって組織する」となっているものを

「3人をもって組織し、必要に応じ増員できるものとする」と改め、さらに「議決に関わっては全会一致制」から「過半数」をもって決定する内容の改正の説明であります。

私は、12月定例議会で2つの理由で反対しました。その一つは、広範な住民の声を反映する上で定数3人はあまりにも少ない、増員すべきだという点と、もう一点は、幅広い階層の意見を集約する上で公募による選任をすべきという主張をして反対をしたわけであり、町長による任命では、客観的な主権者の声は反映できないとして、条例設置に反対したわけであり、

この改正は、若干の改善がみられますが、公募制が取り入れられず、根本的な改善はみられません。平成17年度の旧3町村の一般会計、特別会計の決算における町税等の未収額は約37億円、合併時の起債総額、行政に関わる起債は概ね280億円と言われ、本町の行財政は極めて危機的状態であり、2万4千の町民全体のものとして享受できるよう調査会の機構・運営は民主的に行われるべきであります。

議員各位のご理解とご賛同をお願いしまして討論いたします。

議 長（増田宗利君） 暫時休憩いたします。
（暫時休憩）

議 長（増田宗利君） 会議を再開いたします。

議 長（増田宗利君） 42番大坪進君。
（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） それでは一部訂正させていただきます。

一つは議決に関わってということについてなんですが、この部分に誤りがありましたので訂正いたします。それと町税未収額37億という数字についても訂正いたします。

以上です。

議 長（増田宗利君） 暫時休憩いたします。
（暫時休憩）

議 長（増田宗利君） 会議を再開いたします。

議 長（増田宗利君） 42番大坪進君。
（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） それでは決議に関わってという点については、削除させていただいて、37億についてもその部分について一部を削除させていただきます。以上です。

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議 長（増田宗利君） 議案第8号、みなかみ町行財政改革調査会設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。
よって、議案第8号、みなかみ町行財政改革調査会設置条例の一部を改正する条例については、可決されました。

議 長（増田宗利君） この際、休憩いたします。11時20分より再開いたします。
(午前11時09分休憩)

(午前11時21分再開)

議 長（増田宗利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第9号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議 長（増田宗利君） 日程第14、議案第9号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長（鈴木和雄君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

今回の改正は、旧水上地区の都市計画区域内の土地について、農業振興地域から農用地区域の除外がなされた土地があり、別表第2の課税区域の改正を行うものであります。

以上が提案理由であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第9号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 について

議長（増田宗利君） 日程第15、議案第10号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されることにより、身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通院医療が自立支援医療として規定されることに伴う、支給対象者の規定条文の改正であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第10号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

これより議案第10号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（増田宗利君） 日程第16、議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第11号について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、第1号被保険者の保険料について条例の一部を改正するものであります。

第1号被保険者の保険料につきましては、保険者である市町村が3年ごとに見直しをし、保険料を改定することが介護保険法の中で規定されております。

制度開始後、7年目となる平成18年度がこの改定の年にあたり、「みなかみ町介護保険事業計画」に基づき見直しを行い、平成18年度から平成20年度までの3年間おける第1号被保険者数、介護及び予防サービスの利用者数と利用量、またそれに伴う給付費をそれぞれ積み上げ、全体に係る事業量を推計いたしました。

その結果、事業計画作成時点では、利用者数・利用量とも増加することが予測され、それに伴う利用に係る給付費においても増大すると見込まれ、第1号被保険者にご負担いただく保険料は、水上地区を除いた地区において、負担増は避けられないという結論に至り、やむなく保険料を改定せざるを得ないこととなりました。

保険料の改定幅につきましては、給付費総額を必要最小限にとどめると共に、介護給付費準備基金積立額を制度運営上の必要最小限の残額にし、残りを3年間の第1号被保険者の保険料に充当するなどの第1号被保険者の負担を最大限軽減するため、改定幅を最小限にとどめました。

また、低所得者への軽減対策として、現行の第2所得段階を二つに分け、所得段階を現行の5段階から6段階に変更し、低所得者への保険料について配慮することに努めると共に、市町村民税に係る税制改正に伴い、所得段階が昇格により不利益となる場合においても、平成18年度と平成19年度の2ヶ年につきましては、緩和措置を講ずるなどの不利益の解消に努めてまいります。

なお、平成17年10月からの合併に伴う経過措置として設定されました旧町村ごとの保険料が示された別表につきましては、新たな保険料の設定により、削除させていただきます。以上が概要であります。よろしくご審査の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。以上が概要であります。よろしくご審査の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第11号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

41番高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

4 1 番（高橋光夫君） ただ今、議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例が提案をされました。この見直しに当たっては財源が非常に厳しいと言うことで町当局といたしましても、それなりの苦心があったと思います。

そこで私がお伺いしたいことは、旧3ヶ町村、それぞれ現行の保険料が違いますので、平均でどのくらい上がったか、こういった問題については非常に分かりにくいと思いますけれども、もし、その辺のところでは何か参考的な説明がいただければ、説明をいただきたいです。

もう一つは、一連の税制改革が行われまして、住民税非課税世帯から課税世帯に変わったところがかかなりあると思いますけれども、この激変緩和の特例措置、これを受ける方が人数でどのくらいになるか、その辺をお伺いしたいと思います。

議 長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） お答えいたします。

まず、3町村の保険料ですが、平均といえますか、各町村ごとの保険料を第3段階の基準額で、旧月夜野町は32,100円、旧水上は46,200円、旧新治村は33,200円、これが先程の町長の提案理由にもありましたが年額39,800円に決定をしていただくものでございます。

それと給付の関係で軽減、税制改正によるところでありますが、税制改正においては保険料段階が上昇するものへの激変の緩和措置ですが、これについては現在の給付状況、保険者の推移についてお答えしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

まず、介護の給付費の推移ですが、旧3町村を合わせて、平成15年度で13億965万3千円ほどの給付費でしたが、17年度については14億7,184万7千円です。今回の試算推計の根拠ですが、平成20年度、3ヶ年度の最後の年ですが、17億1,354万円ほどの給付への推移の推計をしています。

第1号被保険者の推移ですが、平成15年度で3町村合わせて、6,704名の方が該当していましたが、平成17年度については6,794名増員をしています。

また、推計の中で平成20年度ですが、7,032名程度を推計しています。

議長（増田宗利君） 41番高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） はい、ただ今、今までの推移を説明されたのですが、私は課税・非課税対象者があったわけですが、今回の税制改革によって、課税対象者となった方がそれなりにいらっしやると思いますが、この課税対象者となった方は、激変緩和措置を受けるわけなんですけど2年間に限って、これを受ける方がどのくらいいたのか、分かったら説明いただきたいということでございます。

議長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） はい。今回の質問の第1段階から第6段階まで保険料の中で設定をしているわけですが、第4段階、第5段階が市町村民税が課税されていて、また、本人が市町村民税課税の方が第4段階ですが、この人数については推計しておりません。

議長（増田宗利君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

これより議案第11号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） 議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

このたび、介護保険料値上げを内容とする条例の一部改正が提案されました。改正点は、低所得者に重い保険料の矛盾を解消するための措置として、現行の第二段階を新第二段階、新第三段階に分割するなどの措置が取られております。

これは現行の保険料、第二段階については、被保険者の負担能力に大きな開きがあるので、これを現行第二段階を細分化して、負担能力の低い層にはより低い保険料を設定するというものであります。

しかし、この中には年間所得80万円以下の層も含まれるものであり、生活保護受給者

との均衡・公平性からも保険料を免除すべきであり、十分な対策とは言えません。

また、市町村民税非課税者から課税者となった人への激変緩和措置として、保険料負担率を新しい段階のものより2年間に限って抑制するという措置などもあります。これも一連の税制改悪が行われるもとの経過措置であり、抜本的な対策とは言い難いものです。

このように不十分な措置のまま、しかもこの間、ホテルコスト代の利用者負担増を求めながら、さらに介護保険料の値上げを実施することは、住民に過酷な負担を求めるものであり、同意できません。

このような条例改正が提案された大本には、国が介護保険の給付費の国庫負担を2分の1から、4分の1に減らしたことがあります。これを計画的に元の2分の1に引き上げることこそ、国が果たさなければならない責任であると考えます。

自治体としても、このことを国に強く働きかけるよう求めまして反対討論を終わります。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

17番根津公安君。

(17番 根津公安君登壇)

17番(根津公安君) 議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論を申し上げます。

介護保険制度が平成12年4月より開始され、早6年が経過をいたしまして、制度自体の環境については、高齢者の方々にもほぼ理解され定着してきたものと認識しています。

その間、今回を含め2度の制度改正が行われ、第1号被保険者の保険料と給付に伴う介護保険報酬費の改訂、さらに介護保険給付内容などの制度自体の見直しが行われてまいりました。

これらの改正は、介護保険制度が熟成する過程において、介護給付や予防給付のあり方について、現状のニーズに即した制度の見直しはある一定期間を設定して、その都度見直されるべきであると私は考えます。

今回の修正や新たなメニューの創設についても現状を踏まえ、その必要性を調査研究し、今後の課題などを考察して行われたものと思います。

今回の保険料の改定については、2つの理由によりまして、水上地区を除いた負担増となったと理解しております。

一つは、高齢者人口の増加と介護保険制度の定着化による制度利用者が増加したことによるサービスの給付量が増大することが推計されること、もう一つの理由として、制度改正により新たな予防制度が拡充されたということです。

このみなかみ町の高齢者比率は現在27.8%、平成20年にはおよそ30%を超えると推計されております。この数字は決して、私は悪いと言うことではありませんが、超高齢化社会に対応しなくてはならないと思います。

また、要介護認定者は、平成12年の制度開始時と比べ、およそ2倍となり、前回見直し時の平成15年度時とは1.2倍となる見込みです。

こうした介護が必要となった高齢者の方々が安心して老後を過ごせることができるように介護サービスの低下は決して許されるものではなく、そのためにある一定の相当分をご負担いただくものと思います。

そして、基金を取り崩し、保険料の改定幅を軽減するなどの最大限の努力の結果と私は判断いたします。以上申し上げます、本条例一部改正の賛成討論といたします。

議長(増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。
議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(増田宗利君) 起立多数であります。
よって、議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については可決されました。

日程第17 議案第12号 みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例について

議 長(増田宗利君) 日程第17、議案第12号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

第11条と第12条の「及び処理券」と「又は処理券」の部分 を削り、処理券制度を廃止するものであります。

別表の項中「65」を「80」に改めるのは指定袋(中)の縦の長さを統一するための変更であり、また、同表処理券の項を削除するものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第12号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

9番安達澄君。

(9番 安達 澄君登壇)

9 番(安達 澄君) この処理券についてですが、今回処理券を削除するというので、これまで処理券がどこの町村で発行され、また、その理由について伺いたいのですが、なぜ今まで処理券を発行していたか、新治においてはその券はなかったと思いますが、その辺をご説明願います。

議 長(増田宗利君) 環境課長。

(環境課長 阿部 正君登壇)

環境課長(阿部 正君) 処理券は、旧月夜野町で粗大ゴミに関して、小さな券がございまして、それに80円の券を貼ることによって、粗大ゴミが収集できるという制度でございました。これを廃止した理由は、この制度続けられれば、続ける予定だったのですが非常に排出者の責任制度が非常に希薄な制度でございまして、例えば1枚の処理券で2千円くらいの処理にかかってしまうような筆筈とかいったものまでも処理できてしまうという、非常に排出者にとっては都合の良い制度で、非常に良い制度だったのですが、水上地区、新治地区まで及ぼすと非常に町に負担がかかってしまうという制度でございます。以上です。

議長 (増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

1番 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番 (島崎栄一君) 今、安達議員の質疑で処理券の意味が分かってですね、それでそれを廃止するのはもったいないなと思いました。

なぜ、そうかと言いますと、私みなかみ町の布施に住んでいるんですけども、その近所のおばあさんからですね、一度質問、要望を受けたことがあって、それはどういう要望かと言いますと、家にある粗大ゴミを捨てたいと、ゴミを集積所に持ってっても、持って行ってくれないと。どうすればいいのかっていうので、アメニティに問い合わせをしたら、「粗大ゴミについては自分で持ってきて下さい。」というふうに言われたということなんですけれども、その人は高齢者ですし、独り暮らしで車も持ってないと、「どうやってアメニティまで持って行けばいいんだい。」というふうな相談を受けまして、そら大変ですねということで、どうなったかと言いますと、役場にその後「こういう人がいるんだけど何とかしてくれませんか。」と問い合わせをしたら、親切にですね、役場の人が取りに来てくれて、アメニティに持ってって捨ててくれました。

そういう相談をしたり、いろいろする人はいいんですけども、そういう自分から聞いたり、はたらきかけたりしない人は、新治でも密かに困っていると思います。この処理券という制度があれば、お年寄りが粗大ゴミを捨てたいときに、その券を使って捨てられるのですから、大変便利だなと思ひまして、これをどうすれば、今言ったおばあさんみたいな人を助けられるかなと考えたのですけれども、この処理券なんかは、これだなと思ひまして、これ折角良い制度ですからこれを削るのはもったいないなと思いました。

ということでこの削るといふ条例の改正ですか、これには反対したいと思ひます。

議長 (増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議長 (増田宗利君) 議案第12号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、議案第12号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

日程第18 議案第13号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長 (増田宗利君) 日程第18、議案第13号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長 (増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 議案13号についてご説明申し上げます。

水上町手数料徴収条例の一部を次のように改正するもので、一般廃棄物に関する手数料の表中の「処理券」と「処理券一枚当たり80円」及び「処理券の交付時に徴収する」を削り、「指定袋(大)(資源ゴミ用)指定袋一枚分排出量当たり40円」と「指定袋(中)(資源ゴミ用)指定袋一枚分排出量当たり20円」を加え、「し尿投入料36リットルにつき60円」を加えるものであります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長 (増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第13号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。
9番安達澄君。

(9番 安達 澄君登壇)

9番 (安達 澄君) ゴミ処理の費用についてですが、ちょっとこれは調べれば良かったのですが、月夜野の方は今まで役場に行って、住民の証明をいただければ、この自己搬入をした場合にはタダだと伺っていましたが、そんなことはないのですか。

私は、やはり搬入した場合には、何らかのメリットがあっても良いと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

議長 (増田宗利君) 環境課長。

(環境課長 阿部 正君登壇)

環境課長 (阿部 正君) 今、言われた制度は、去年の4月からだと思っておりますが廃止されております。廃止されてしまったので、特にそういったメリットというものはございません。

メリットといえば、袋を買わなくてよくて、そんなに分別等もその場で指導してもらるので、そういったメリット等がございますが、それ以外はございません。

議長 (増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議 長（増田宗利君） 日程第19、議案第14号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第14号について、ご説明申し上げます。

回復の兆しがあるとはいえ、厳しい経済情勢の影響による売上げの減少等により、既存債務の返済負担が重くなっている中小企業者への支援策として、群馬県では制度融資の借換え制度を平成17年度までに限定し実施してまいりましたが、引続き18年度についても継続することとしました。

小口資金融資制度については、県と連携しているところから、本条例の附則に3、4項を追加し、平成19年3月31日までの間に融資申込みがあった場合に限り、借換えができるものとする改正であります。

よろしくご審議のうえ、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第14号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第15号 みなかみ町大峰観光施設条例を廃止する条例について

議 長（増田宗利君） 日程第20、議案第15号、みなかみ町大峰観光施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第15号について、ご説明申し上げます。

大峰観光施設につきましては、主な施設としてハウスやバンガロー、テント張り敷地であり、キャンプ場として長年愛好者に親しまれてきましたが、施設の老朽化や他の施設へ移行するなど近年利用者が減少している状況にあるため、やむを得ず宿泊関係を廃止することといたしました。

しかし、大峰沼を中心とする大峰山一帯の自然の維持やハイキングコースとしての観光資源の確保はこれからも続けていかなければならないと考えております。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第15号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町大峰観光施設条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町大峰観光施設条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長（増田宗利君） この際、休憩いたします。13時05分より再開いたします。

（12時02分休憩）

（13時03分再開）

議 長（増田宗利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第16号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議 長（増田宗利君） 日程第21、議案第16号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 議案第16号について、ご説明申し上げます。

平成17年12月2日、公営住宅法施行例の一部を改正する政令及び公営住宅法施行規則の一部を改正する省令が公布され、公営住宅の適正かつ合理的な管理を図る観点から、単身での入居が可能な者の範囲の拡大、収入超過者に係る家賃制度の合理化等の改正が行われたので、これに伴いみなかみ町営住宅管理条例入居資格の一部を改正するものであります。

主な改正点は、住宅に困窮する低所得者に対し、単身入居及び入居収入基準の緩和が認められる高齢者の年齢を「50歳から60歳以上」に引き上げられたこと、また、障害者については、これまで単身障害者に限って単身入居が可能であったが、障害者の範囲を見直し、新たに「精神傷害者」及び「知的障害者」においても単身入居が可能となります。

また、戦傷病者である精神障害者及び知的障害者についても、単身入居が可能となります。この他、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者で婦人相談所の一時保護または婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、裁判所がした退去命令または接近禁止命令の申し立てを行った者で、その効力を生じた日から起算して5年を経過しない者の単身入居が新たに可能とされたものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長 (増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第16号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第17号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議 長 (増田宗利君) 日程第22、議案第17号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第17号について、ご説明申し上げます。

現在、水道料金の算定は、水上地区が隔月、月夜野・新治地区は毎月定例日に検針員が検針して、使用水量を計算し算定していますが、財政事情が非常に厳しいことを考慮し、経費削減を図るため、全町、隔月の定例日に使用水量を計算し、その月分及び前月分として算定し、必要な場合には、毎月の定例日に算定することができるよう改正するものであります。

なお、会計事務処理上、7月1日の施行といたします。以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第17号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第18号 みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について

議 長（増田宗利君） 日程第23、議案第18号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

みなかみ町立児童館条例の中で下牧児童館をこの3月末で廃止するものであります。

下牧児童館の閉鎖により、みなかみ町立児童館条例の項目より削除するものであります。なお、4月より旧月夜野1中跡地に月夜野学童クラブとして開設いたします。

以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第18号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。これより議案第18号について、討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。議案第18号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第24 議案第19号 みなかみ町通所介護事業所条例の一部を改正する条例について
議案第20号 みなかみ町福祉センター条例の一部を改正する条例について
議案第21号 みなかみ町農産物直売所条例の一部を改正する条例について
議案第22号 みなかみ町大峰休養施設条例の一部を改正する条例について
議案第23号 みなかみ町交流促進センター条例の一部を改正する条例について
議案第24号 みなかみ町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第25号 みなかみ町営赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例について
議案第26号 みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例について
議案第27号 みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例について
議案第28号 みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について
議案第29号 みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例について
議案第30号 みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例について
議案第31号 みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例について
議案第32号 みなかみ町営国民休養施設条例の一部を改正する条例について
議案第33号 みなかみ町奈良俣サービスセンター条例の一部を改正する条例について
議案第34号 みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について

- 議案第35号 みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例について
 議案第36号 みなかみ町たくみの家条例の一部を改正する条例について
 議案第37号 みなかみ町須川宿資料館条例の一部を改正する条例について
 議案第38号 みなかみ町新治屋内運動場条例の一部を改正する条例について
 議案第39号 みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第40号 みなかみ町永井宿郷土館条例の一部を改正する条例について

議長（増田宗利君） 日程第24、議案第19号、みなかみ町通所介護事業所条例の一部を改正する条例についてから、議案第40号、みなかみ町永井宿郷土館条例の一部を改正する条例についてまで、以上22件は、関連する議案でありますので一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第19号から議案第40号まで、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成15年6月地方自治法が改正され、同年9月2日から施行されました。この施行については3年間の経過措置がもうけられておりましたが、本年9月にはこの経過措置の期間も満了となります。指定管理者制度に移行するためには、指定管理者の指定の手続きに関する条例の制定と、公の施設の設置条例の改正が必要になります。

手続き条例につきましては「みなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例」を昨年10月1日付で専決処分し、臨時議会においてご承認頂いたとおりでございます。

本議案は、公の施設設置条例の改正を行うものであり、内容といたしましては、指定管理者制度ではなく、直営施設であるが法令に則するように委託部分を削除するための改正として、議案第26号及び議案第28号を提案させて頂きました。その他の議案につきましては指定管理者制度に移行するものであります。

また、この改正に合わせ、議案第19号では施設の名称の変更、施設利用料の変更も併せて改正しております。施設の名称につきましては、現在施設の所在する大字名を使用しておりますが、通称の施設名と異なること、介護保険の通所介護施設として登録されております名称が通称の施設名であることから、通称名に変更するものであります。

施設利用料金の変更につきましては、平成18年度介護保険制度の改正と介護報酬改定に伴い、利用料金及び利用に係る介護報酬を別表のとおり改正するものであります。

議案第39号では現在月夜野の町組区に学童クラブ施設を建設中でありまして、既存の新巻、須川、猿ヶ京に月夜野学童クラブを加えて改正をするものであります。

指定管理者制度の内容であります。地方自治法第244条の2に規定する公の施設の管理において、従来は自治体自ら管理するほか、地方公共団体が2分の1以上出資する法人等政令に定められた法人のみが管理できることでしたが、改正により法人等団体であれば、民間でも管理ができることとなったことと、従来の業務委託制度は施設の管理

業務のうち部分委託のみしかできないこととなったこととあります。

指定管理者制度の目的は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の削減等を図ることとありますので、みなかみ町の公の施設159施設については調査を行い、本議会に22の条例で38施設の改正を提案させて頂きました。今後も残り121施設につきまして、方針が決まり次第条例改正をお願いしたいと考えております。

以上が概要であります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げて提案理由の説明といたします。

議長(増田宗利君) 以上で、提案理由の説明が終了しました。

これより議案第19号から議案第40号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番(島崎栄一君) この指定管理者制度で管理者を公募とかするのではないかと思うのですが、実際にそういうのをするのはいつ頃からでしょうか。

議長(増田宗利君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 公募の時期はいつかということですが、今回この公の施設の設置条例の改正を認めていただき、それから様々な調査に入りまして、管理の基準、業務の範囲等も含めて、それをこれから公募にかけると、それで決まったところで再度、議会にお諮りして、指定管理者の指定を行うということになります。

議長(増田宗利君) 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番(島崎栄一君) そうすれば、具体的に半年後ぐらいとか、そういうふうには決まっていないということですか。

議長(増田宗利君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 6月の定例議会までに公募が終わって、候補者の選定ができて、議会にお諮りできれば一番良いので、それを目指しているところですが、いろいろ調査等がありますと、その後に臨時議会をお願いをして、お願いをするというようなことになるやもしれないというような状況でございます。

議長(増田宗利君) 島崎栄一君。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番(島崎栄一君) そうすると、6月ということは次ですから、結構急いでやらなくちゃいけないということなんでしょうか。

議長(増田宗利君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 平成15年9月に施行されまして、3年間の経過措置があるということとありますので、本年の9月2日で、この期間が切れます、それまでに移行するものはないといけないということとございます。

議長(増田宗利君) 9番 安達澄君。

(9番 安達 澄君登壇)

9 番 (安達 澄君) この指定管理者制度の最後のところに使用料を利用料に変えるという変更がありますね。それから、規定による利用料を指定管理者に収受させることができるというところで、利用料で入ったものは、全部指定管理者の利益となるのかどうか、それは契約によって、また、違ってくるのか、その辺ちょっと伺いたいのですけど。

議 長 (増田宗利君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長 (林 昭君) 指定管理者制度の中に、使用料制と利用料制がございます。使用料制は、その施設を利用した人が払った使用料が、町の収入として、使用料として収入されるものですが、利用料制につきましては、指定管理者の収入とすることができるということでございます。そういう制度にした場合は、指定管理者の収入ということになります。

議 長 (増田宗利君) 9番安達澄君。

(9番 安達 澄君登壇)

9 番 (安達 澄君) 収入が上がった場合には、それは全部指定管理者にということになるわけですか。

議 長 (増田宗利君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長 (林 昭君) 民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上とコストダウンというのが大きな目的でありまして、ある面、利用料制というのは、民間の住民サービスの向上ですとか、利用者が増えるようにですね、そういった意味合いもございまして、利用料制になると、指定管理者が努力したことによって、利用者も増える、尚かつそれでコストダウンも図っていただくということになるので、一つの大きなインセンティブというんですか、そういう面はあると思います。

議 長 (増田宗利君) 9番安達澄君。

(9番 安達 澄君登壇)

9 番 (安達 澄君) そうすると、条件はないということですか、契約内容によるということはないということですね。

議 長 (増田宗利君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長 (林 昭君) 公募する際は、その辺の管理の基準、業務の範囲、こういったものをまず、明確にして公募等を行うわけですね。公募を行わない指定もございますけれども、そういったものも、こういったことは、きちんと公にした中で指定をしていくということでございますので、今言ったように、まず、指定をしてどのくらい施設に維持するための経費がかかるのかとか、そういったことに照らし合わせる中で場合によれば、管理費をお支払いしない施設もあるでしょうし、管理費を支払う施設もあるということになると思います。その中で利用料制を取れば、指定管理者が利用料をいただけると、そういうことも勘案する中で、委託費というのも算定されるということでございます。

議 長 (増田宗利君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第19号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。
議案第19号、みなかみ町通所介護事業所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号、みなかみ町通所介護事業所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（増田宗利君） これより議案第20号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。
議案第20号、みなかみ町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号、みなかみ町福祉センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（増田宗利君） これより議案第21号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。
議案第21号、みなかみ町農産物直売所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号、みなかみ町農産物直売所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（増田宗利君） これより議案第22号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町大峰休養施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町大峰休養施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(増田宗利君) これより議案第23号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町交流促進センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町交流促進センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(増田宗利君) これより議案第24号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、みなかみ町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、みなかみ町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第25号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

9番安達澄君。

(9番 安達 澄君登壇)

9番(安達 澄君) このみなかみ町営赤沢スキー場に関しましては、指定管理者制度ということになるとかなり収益を上げなければいけないということで請負う側、指定管理を受ける側もかなり厳しい状況だと思っておりますので、これは町営として維持していただきたい、そういうふうに思っております。理由はですね、赤沢スキー場を利用する子供たちの運動能力を維持していくために今回もスキーの検定に50人の方が応募するという日常的な身近

にスキー場があることによって、新治地区の子供たちがスキーに関する関心と運動能力を高めているという点で何とか町営として残していただきたいという気持ちがあるからです。

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、みなかみ町営赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、議案第25号、みなかみ町営赤沢スキー場施設条例の一部を改正する条例については、可決されました。

これより議案第26号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第27号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、みなかみ町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第28号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。
議案第28号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
これより議案第29号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。
議案第29号、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第29号、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
これより議案第30号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。
議案第30号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
これより議案第31号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。
議案第31号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第32号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、みなかみ町営国民休養施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、みなかみ町営国民休養施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第33号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、みなかみ町奈良俣サービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、みなかみ町奈良俣サービスセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第34号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第35号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議 長(増田宗利君) 議案第35号、みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、みなかみ町武尊青少年旅行村条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第36号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、みなかみ町たくみの家条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、みなかみ町たくみの家条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第37号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、みなかみ町須川宿資料館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、みなかみ町須川宿資料館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第38号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、みなかみ町新治屋内運動場条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、みなかみ町新治屋内運動場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第39号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) 議案第39号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部改正に異議を発信するものであります。

学童クラブに指定管理者制度を導入することはいかかなものかと考えております。子供たちの健全育成という観点に立ち、現時点では町直営で充実強化していくのが望ましいのではないかと、そういう願望を申し上げまして反対討論とさせていただきます。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、議案第39号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

これより議案第40号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、みなかみ町永井宿郷土館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、みなかみ町永井宿郷土館条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第41号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（増田宗利君） 日程第25、議案第41号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第41号について、ご説明申し上げます。

この協議は、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正するもので、改正の内容は、本組合の組織団体である小野上村、中之条町、吾妻郡東村及び吾妻町で組織されております烏帽子山植林町村組合の名称が、平成18年2月20日から同組合の組織団体が、渋川市、中之条町、吾妻郡東村及び吾妻町に組織変更され、その名称が烏帽子山植林組合と変更されるため、組織団体及び事務を共同処理する団体を規定する別表一及び別表二を改正するものであります。

群馬県市町村総合事務組合から協議がありましたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第41号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

これより議案第41号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第42号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

議 長（増田宗利君） 日程第26、議案第42号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第42号について、ご説明申し上げます。

今回の規約改正は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合第3条に規定する協同処理する事務に、障害者自立支援法に基づき、「障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務」を追加するものであります。

規約第5条の議員定数については、平成13年10月1日より定数を22名と定めましたが、みなかみ町の議会議員の特例期間が満了する平成18年5月1日より議員選出の方法を各市町村の議長職と市町村人口数を2万人規模で除した整数を加えるものとし、その結果、沼田市3名、片品村1名、川場村1名、昭和村1名、みなかみ町2名とする計8名の体制とする合意によるものであります。

また、規約第7条の理事会組織においては、副理事長2名体制から1名に減じることとなりましたことから改正するものであります。

つきましては、地方自治法第290条の規定により、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についての議決依頼がありましたので、原案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第42号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

これより議案第42号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

4 2 番（大坪 進君） 議案42号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について反対の立場で討論いたします。

反対理由は、第5条中、広域圏の議員定数を削減することについてであります。全体の定数22人を8人に減らし、みなかみ町の定数は3分の1の6人から2人するというもので、広域圏の事業運営の内容を見えにくくし、一部の役員に特権を与えるもので、町民の目線から考えれば、広域圏振興整備組合の事業運営を遠いものとする事は明らかです。

三位一体改革が進められ、地方自治体の機能強化、さらには広域圏の民主的運営は町民から強く叫ばれています。議員定数の削減は、今日の情勢に逆行するものであり反対であります。議員各位の賛同をお願いして反対討論といたします。

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを起

立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、議案第42号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議については、可決されました。

議長 (増田宗利君) この際休憩いたします。14時15分より再開いたします。

(14時01分休憩)

(14時16分再開)

議長 (増田宗利君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第27 | 認定第1号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定について |
| | 認定第2号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町国民健康保険特別会計決算認定について |
| | 認定第3号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算認定について |
| | 認定第4号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算認定について |
| | 認定第5号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町簡易水道特別会計決算認定について |
| | 認定第6号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町下水道特別会計決算認定について |
| | 認定第7号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第8号 | 平成17年度群馬県利根郡月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算認定について |
| 日程第28 | 認定第9号 | 平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定について |
| | 認定第10号 | 平成17年度群馬県利根郡水上町国民健康保険特別会計決算認定について |
| | 認定第11号 | 平成17年度群馬県利根郡水上町老人保健特別会計決算認定について |
| | 認定第12号 | 平成17年度群馬県利根郡水上町介護保険特別会計決算認定について |
| | 認定第13号 | 平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業費特別会計決算認定について |
| | 認定第14号 | 平成17年度群馬県利根郡水上町水道事業会計決算認定について |
| 日程第29 | 認定第15号 | 平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定について |
| | 認定第16号 | 平成17年度群馬県利根郡新治村自家用有償バス事業特別会計決算認定について |

認定第17号 平成17年度群馬県利根郡新治村国民健康保険特別会計決算認定について

認定第18号 平成17年度群馬県利根郡新治村老人保健特別会計決算認定について

認定第19号 平成17年度群馬県利根郡新治村介護保険特別会計決算認定について

認定第20号 平成17年度群馬県利根郡新治村スキー場事業特別会計決算認定について

認定第22号 平成17年度群馬県利根郡新治村温泉事業特別会計決算認定について

認定第22号 平成17年度群馬県利根郡新治村簡易水道事業特別会計決算認定について

認定第23号 平成17年度群馬県利根郡新治村下水道事業特別会計決算認定について

日程第30 認定第24号 平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定について

議 長（増田宗利君） 日程第27、認定第1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定についてから、日程第30、認定第24号、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定についてまで、以上24件は、関連する議案でありますので一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 認定第1号から認定24号まで一括してご説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定についてご説明申し上げます。

この17年度決算は、町村合併により9月末までの半年間の決算となっております。

平成17年度歳入合計は33億5,388万8,751円、歳出合計は32億2,748万6,204円となり、歳入歳出差引額は、1億2,640万2,547円となりました。

歳入では、予算現額に対する収入率は55.7%でありまして、歳入の主なものとしましては、町税が5億9,465万2,323円で収入構成割合17.7%、地方交付税が16億4,150万2千円で収入構成割合は48.9%を占めております。

繰入金は、基金繰入金が6億5,106万9千円で収入構成割合が19.4%、分担金及び負担金が1億6,198万2,754円で収入構成割合4.8%となっており、町村合併に伴う電算システム整備、庁舎改修の水上月、新治村からの負担金1億1,980万6千円が歳入とされております。

歳出では、予算現額に対する執行率は53.6%であります。主な歳出につきましては、総務費が5億6,168万7,512円で支出割合が17.4%であり、町村合併に伴う経費と

しての合併対策費1億9,607万6,601円が支出されております。民生費は3億5,608万9,627円で支出割合は11%となり、老人保健特別会計繰出金7千万円、介護保険特別会計繰出金4,517万8千円が支出されております。衛生費は2億9,235万7,258円で支出割合は9%となり、国民健康保険特別会計繰出金4,007万1千円、簡易水道特別会計繰出金400万円、水道事業会計繰出金100万円が支出されております。

農林水産業費は、8,102万6,219円で支出割合2.5%、土木費は2億3,938万3,735円で支出割合が7.4%となり、下水道特別会計繰出金1億4千万円が支出されております。教育費におきましては7億490万1,129円で支出割合は21.8%となり、高等学校費で利根商業高校への地方交付税分負担金4億3,860万円が支出されております。公債費は元金、利子合わせて3億8,938万91円であり、支出割合は12.1%となっております。諸支出金は、4億1,499万9,089円で支出割合は12.9%であり、土地開発基金の土地を町の普通財産に所管替えするために歳入による土地開発基金繰入金と同額の4億1,306万9千円の支出がなされております。

長期に続いた景気の低迷による経済状況の中で、新規の事業は、町村合併に必要なものの他は抑制し、行事の見直しや経常経費の節減に努めました。9月末におきまして、実質収支1億2,640万2,547円及び、基金残高5億1,682万1,220円を新町に引き継ぎました。

次に、**認定第2号**、平成17年度群馬県利根郡月夜野町国民健康保険特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

国においては、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するための改革が進められているところであります。本町では、国民健康保険事業の推進、医療費の適正化などに取り組んでまいりました。保険事業につきましては、大部分が保険給付費であり、歳出総額の63%を占めております。歳入総額4億2,988万5,965円、歳出総額4億2,883万3,363円、繰越金105万2,602円で決算をされました。

次に、**認定第3号**、平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

国において、今後予想される老人医療費の増大に対応するため、医療保険制度全般にわたる改革が進められているところであります。本町では、医療費適正化対策等の推進、健全な事業運営に取り組んでまいりました。

前年度末で見ますと、月夜野町で老人医療支給対象者では、2.1%の減少を示し、医療諸費では5億2,708万6,861円でありました。歳入総額5億6,903万1,225円、歳出総額5億2,956万282円、繰越金が3,947万943円で決算されました。

次に**認定第4号**、平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算認定について、ご説明申し上げます。高齢化に伴う様々な介護問題を社会全体の問題として捉え、保険料と公費負担を財源に介護サービスを提供するという社会保険方式による介護保険が、平成12年度からスタートして6年が経過しました。平成17年度は、第2期対策期間の最終年にあたりますが、10月に町村合併したことから、9月末までの半年間の決算報告になります。月夜野町の平成17年度事業は、歳入総額3億128万1,702円、歳出総額2億8,031万4,258円、差引額2096万7444円で決算されました。

次に**認定第5号**、平成17年度群馬県利根郡月夜野町簡易水道事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

月夜野町の簡易水道事業は簡易水道2ヶ所、小水道3ヶ所を管理運営しております。給水人口は1,595人となっており、給水区域内の普及率は100%であります。

本会計の歳入決算額は、2,391万2,784円、歳出決算額2,199万4,199円で歳入歳出差引額は191万8,585円となりました。

それでは、歳入面から順をおって申し上げます。

1款使用料1,621万5,680円は水道料金及びメーター器使用料であります。6款繰越金366万8,359円は前年度繰越金であり、7款繰入金400万円は一般会計からの繰入金であります。

次に歳出の主なものを申し上げますと、1款維持管理費11節需用費280万6,413円は施設電気料、施設修繕料が主なものであり、12節役務費266万5,894円は水質検査手数料等であります。13節委託料166万3,300円は水道施設管理委託が主なもので、27節公課費114万4,000円は前年度決算による消費税納付分であります。

次に3款公債費681万2,084円は起債元金及び利子の償還金であります。

次に**認定第6号**、平成17年度群馬県利根郡月夜野町下水道事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。平成17年9月末の整備面積は、178ヘクタールとなっており、認可面積に対する整備率は52.2%であります。下水道接続可能戸数2,041戸で、1,731戸の方が利用しております。

今後も公共用水域の水質保全と生活環境上の面から下水道の果たす役割は益々重要となり、早期完成に向けて努力しているところであります。

決算状況の歳入から申し上げますと、下水道使用料、受益者負担金、一般会計からの繰入金主なものであり、歳入合計1億9,604万646円となっております。

歳出については、維持管理費4,350万3,372円の支出となっておりますが、主なものは流域下水道奥利根処理区の維持管理費、汚水の処理費としての負担金3,507万4千円、工事費の管渠の補修などで150万6,750円が支出されております。

また、施設費では総額3,523万1,063円が支出されており、設計委託料1件の他、工事費で国庫補助事業1件、単独事業4件、併せて2,587万6,500円、その他では流域下水道の建設負担金として158万円が主な支出であります。

公債費の支出は、起債償還元金、利子併せて9,973万495円となっており、歳出合計は1億7,846万4,930円となっております。

次に**認定第7号**、平成17年度群馬県利根郡月夜野町水道事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。月夜野町水道事業の給水戸数は2,799戸で前年度に比べ15戸の減少となっており、給水人口は9,492人となっております。有収水量は半年間の集計で511,338トンであります。収益的収支は事業収益7,136万4,809円、事業費用7,430万2,479円で差引293万7,670円が当年度の純欠損となりました。

次に、資本的収支について申し上げますが、収入0円で、支出2,787万540円となり、差引2,787万540円が不足額になります。この不足額は、過年度損益勘定留保資金と当年度消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

次に、主な事業であります。深沢地内配水管布設替工事、下牧地内配水管布設替工事、その他給水工事7件を実施しております。水道事業におきましては、維持管理の充実と安定した給水ができるように努力をいたしております。

次に**認定第8号**、平成17年度群馬県利根郡月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算認定について、ご説明を申し上げます。

本会計は、観光センターの運営に伴う維持管理費が主なものでありますが、観光産業全体が厳しい中、各テナントも経営的に大変な時期を迎えておりますので、できる限り維持管理経費の節減に努めてまいりました。

平成17年度においては、歳入総額663万9,277円に対し、歳出総額338万3,915円であり、実質収支額は325万5,362円となり、同額を合併前町村歳計剰余金とし新町へ引き継ぐこととなります。

以上が認定第1号から認定第8号までの説明であります。

つづきまして、認定第9号から認定第14号まで一括ご説明申し上げます。

まず、**認定第9号**、平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定について申し上げます。平成17年度歳入総額は17億5,061万1,100円、歳出総額は18億437万2,296円となり、歳入歳出差引額はマイナス5,376万1,196円となりました。これは合併事由により生じた債務であり、このため一時借入金1億5千万円を充用いたしました。

歳入における収入割合としては、予算現額に対し43.7%、調定現額に対し47.6%であります。

歳入の主なものといたしましては、町税が11億5,476万1,669円で収入構成割合の66%を占め、予算現額に対して54.9%、調定現額に対して38%の収入割合であります。その他の収入といたしまして、繰入金1億9,587万5,285円で構成割合11.2%、繰越金1億7万7,313円、構成割合5.7%、地方交付税8,285万8千円、構成割合4.7%、使用料及び手数料4,689万3,316円で構成割合2.7%、地方消費税交付金3,964万7千円で2.3%等であります。なお、町税の収入未済額は18億8,471万9,121円であります。

次に、歳出であります。予算現額に対する支出割合は45%でございます。主な歳出につきましては、民生費3億1,697万7,764円、構成割合17.6%、各特別会計繰出金1億933万9千円、3箇所の保育園運営費6,913万8,219円等でございます。

総務費3億136万316円で構成割合16.7%、合併協議会負担金6,547万2千円、職員退職手当負担金4,830万5,397円、町税・戸籍等電算委託料1,093万2,533円等であります。

公債費2億6,339万3,124円で構成割合14.5%、衛生費2億3,278万2,705円で構成割合12.9%、衛生組合負担金1億7,794万4千円等でございます。土木費2億3,145万9,809円で構成割合12.8%、下水道事業繰出金1億5千万円等でございます。教育費1億5,006万1,418円で構成割合8.3%、小学校3校運営費2,003万7,322円、中学校2校の運営費が1,439万9,198円等であります。

9月末におきまして、実質収支マイナスの5,376万1,196円及び基金残高1,005万3,646円を新町に引き継ぎました。

認定第10号、平成17年度群馬県利根郡水上町国民健康保険特別会計決算認定について申し上げます。歳入総額は3億1,409万4,827円、歳出総額は3億213万1,471円で実質収支は1,196万3,356円となりました。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税9,964万6,316円、構成割合31.7%、国庫支出金7,419万3,000円で構成割合23.6%、繰越金が5,213万

9,651円で構成割合16.6%、療養給付費交付金4,162万3,000円で構成割合13.3%、繰入金が4,042万9,000円で構成割合12.9%等でございます。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費2億436万2,644円構成割合67.6%、医療費は、一般被保険者や高額医療費の低下により減少傾向に転じてきております。

老人保健拠出金5,930万8,129円構成割合19.6%、これは制度改正等によりここ数年減少傾向であります。介護納付金2,417万9,778円で構成割合8.0%、総務費510万5,513円で構成割合1.7%等であります。

認定第11号、平成17年度群馬県利根郡水上町老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

歳入総額は3億2,457万3,081円、歳出総額は3億1,994万7,584円であり、実質収支額は462万5,497円となりました。歳入の主なものとしたしまして、支払基金交付金1億6,047万1,980円で構成割合49.4%、国庫支出金7,891万6,000円で構成割合24.3%、繰入金4,391万円で同13.5%、繰越金2,112万1,053円で同6.5%等でございます。

歳出としたしましては、医療諸費3億85万3,492円構成割合が94%、諸支出金1,806万1,500円同5.6%、これは制度改正等により医療費が減少傾向にあり繰越金が多額となり、一般会計に戻入金1,800万円が含まれます。総務費103万円構成割合0.3%であります。

次に**認定第12号**、平成17年度群馬県利根郡水上町介護保険特別会計決算認定について申し上げます。歳入総額は2億1,231万5,429円、歳出総額は2億135万4,234円であり、実質収支額は1,096万1,195円となりました。

歳入の主なものとしたしまして、支払基金交付金6,219万6,000円構成割合29.3%、国庫支出金5,830万9,000円同27.5%、保険料3,615万5,700円同17.0%、繰入金2,500万円で同11.8%、県支出金2,282万5,000円同10.8%等でございます。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費1億9,128万1,393円構成割合95.0%、総務費571万3,242円同2.8%、基金積立金264万1,339円同1.3%、これは介護納付費に充てた保険料剰余分を準備基金へ積み立てた費用であります。諸支出金171万8,260円構成割合0.9%、これは一般会計繰入金65万1,186円が含まれております。

次に**認定第13号**、平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業費特別会計決算認定について申し上げます。歳入総額は2億2,646万4,855円、歳出総額は2億1,258万2,798円であり、実質収支額は1,388万2,057円となりました。

歳入の主なものとしたしましては、繰入金1億5,670万円構成割合69.2%、町債6,200万円同27.4%、使用料及び手数料419万2,702円同1.9%、繰越金265万6,310円同1.2%等であります。

歳出としたしましては、公債費1億2,426万6,705円構成割合58.4%、下水道事業費5,649万3,989円同26.6%、流域下水道負担金4,437万4千円と阿能川管路工事等を実施いたしました。総務費3,182万2,104円構成割合15%でありました。次に**認定第14号**、平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業会計決算認定について申し上げます。収益的収入は6,515万3,780円となり、主なものは水道使用料であります。営業収益は6,301万1,393円となりました。収益的支出では6,791万5,

262円となっており、主なものは人件費・動力費等であり損失となりました。また、前年度繰越欠損金506万8,294円を加えた当年度欠損金は2億3,618万2,651円となりました。一方、資本的収入は0円、資本的支出では、大穴簡水浄水場整備や川上地区老朽管布設替、企業債償還費で1,830万7,389円でありました。

次に認定第15号、平成17年度新治村一般会計決算認定についてから、認定第23号、平成17年度新治村下水道事業特別会計決算認定についてまで一括してご説明申し上げます。

まず、**認定第15号**、平成17年度新治村一般会計決算認定についてご説明申し上げます。

本会計の歳入決算額は25億5,910万5,075円であり、歳出決算額は22億3,819万277円となりました。

それでは歳入から順次、ご説明申し上げます。まず、村税であります。個人住民税は税制改正等により調停額が4.5%の増、固定資産税は、償却資産の減価償却分が調停額で4.9%減となり、他の税はほぼ前年と同様の状況でありました。

次に地方交付税は普通交付税ベースで13億4,463万4,000円の決算額でありましたが、決算後における現在の決定額は18億528万9千円であり、前年に比較しますと2,454万1千円の増額となっております。増額の要因は、三位一体の改革により老人ホーム等保護措置負担金など一般財源化の影響でありました。

分担金負担金は、高島牧場閉場による運営経費等の負担金として前橋市より1億8千万円の歳入がありました。

次に歳出について申し上げます。住民の行政に対する要望は、多様化と共に増加の一途をたどっておりますが、限られた財源を効率よく活用し、初期の目的を達成することが肝要であり、併せて健全財政を堅持しつつ、村民がゆとりと豊かさを実感できる村づくりの実現に向けて、各種事業に取り組んでまいりました。

歳出の各款の説明につきましては決算書備考欄及び業務報告書に記載してありますので、それぞれの款において、執行した主な事業についてご説明申し上げます。

まず、2款総務費であります。1目一般管理費で町村合併に伴い新治村役場庁舎の改修を行い、2階、3階にありました事務室と図書室を1階フロアに移設して、村民へのサービス向上を図りました。5目企画費では、相俣ダム周辺整備事業により相生館跡地を購入いたしました。4項選挙費では、衆議院議員選挙と農業委員会選挙があり農業委員会選挙は無投票となりました。

次に、民生費について申し上げます。1項1目社会福祉総務費では、新治村社会福祉協議会をはじめ各種団体への助成を行いました。3目老人福祉費では、生きがいと健康づくりの推進として、高齢者能力活用センター運営事業の推進、老人クラブ活動の育成、敬老祝金の支給等を実施いたしました。また、在宅福祉関係ではホームヘルプ事業、老人保護措置、デイサービス事業等を実施いたしました。4款衛生費では、村民の健康管理のための基本検診を始め、各種検診を行いました。また、合併浄化槽の設置推進に努め7基分の補助を行いました。

次に6款農林水産業費について申し上げます。1項農業費につきましては、フルーツ公園設置事業、堆肥センター管理事業など農業振興施設への事業委託及び補助を行いました。3項農地費では、県営事業、団体営事業において、ほ場整備の面工事はほぼ完了し、4月には須川大橋、7月には合瀬大橋が完成し、それぞれ開通の運びとなりました。13款

2項普通財産取得費において、赤谷湖ドライブイン跡地、福祉施設用地を取得いたしました。その他の款については、例年同様の前期分の支出を行い特出したものは、ございませんでした。

9月末におきまして、実質収支3億2,091万4,798円及び基金残額15億5,808万8,070円を新町に引き継ぎました。以上が一般会計決算の概要であります。

次に、**認定第16号**、平成17年度新治村営自家用有償バス事業について、ご説明申し上げます。

ご存知のように、本バス路線は猿ヶ京温泉と法師温泉を結ぶ路線であります。その乗客のほとんどは、法師温泉のお客が利用しております。昨年の4月から9月までの決算状況を見ますと、『愛・地球博』の影響から若干利用者が落ち込んでおります。本会計の歳入決算額は、257万2,194円で、その内の大半を占めるバス使用料は、151万1,401円で前年度と比較して50万円ほどマイナスとなりました。

次に、歳出決算額は182万26円でありましたが、支出の主なものとしては、運転業務委託料と需用費の燃料費、修理代等であります。本バス事業会計は、数年堅調に推移しておりますが、今後も概ね健全な事業運営ができるものと見込んでおります。

以上が、バス会計の決算概要であります。

次に、**認定第17号**、平成17年度新治村国民健康保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額3億3,006万1,673円で、歳出総額では3億1,325万5,395円であり、歳入歳出差引1,680万6,278円となりました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。1款国民健康保険税は、1億556万5,061円で、その内一般医療給付費分は、8,452万6,061円であります。

2款国庫支出金は8,386万4,000円で、そのほとんどが診療費に対する負担金であります。3款療養給付費交付金は3,381万7,000円で退職者医療分に対する交付金であります。4款県支出金は、101万3,000円で高額医療費共同事業負担金であります。5款共同事業交付金は、国保団体連合会からの交付金であり、1件当たり7万5千点以上の診療報酬請求に対する交付金で557万7,915円でありました。

7款繰入金の一般会計繰入金は、3,172万円で、その内訳は、国税軽減分2,600万円、出産育児一時金分332万円、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分240万円であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。1款総務費の一般管理費は、221万9,663円で、そのほとんどは国保事業の運営に必要な電算委託料等であります。

2款保険給付費は、2億1,792万8,683円で高額療養費分は2,454万9,946円、出産育児一時金分は4件で120万円、葬祭費分は24件で120万円の支出がありました。3款老人保健拠出金は、6,036万652円で社会保険診療報酬支払基金からの請求により支出しました。

4款介護納付金は、介護保険に関する納付金として社会保険診療報酬支払基金に支払うものでありますが、2,725万9,239円の支出でありました。5款共同事業拠出金は、高額医療費の共同拠出金として国保団体連合会に支払うのものであり、406万7,011円の支出でありました。6款保健事業費では、健康予防事業費が98万6,396円で、その内、人間ドック実施に対する助成金として60万7,459円を支出しました。以上が国民健康保険特別会計であります。

次に、**認定第18号**、平成17年度新治村老人保健特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額4億1,243万4,672円で、歳出総額は、3億4,726万735円となり、歳入歳出差引6,517万3,937円となりました。

老人保健特別会計の歳入につきましては、平成17年10月までは歳出の医療諸費に対しての、負担割合で支払基金交付金が58%、国庫支出金が28%、県支出金が7%、村負担金が7%と定められております。支払基金交付金及び国庫支出金並びに県支出金は、概算交付のため精算は翌年度になります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。1款支払基金交付金は、1億9,300万9,476円で審査支払手数料交付金119万5,331円が含まれております。2款国庫支出金は、1億1,438万9,000円で、3款県支出金は、2,921万4,000円でありました。4款繰入金は、村負担金に当たるもので3,330万円でありました。

次に、歳出について申し上げます。1款総務費は、198万3,566円で主な支出は臨時職員賃金、審査手数料、電算委託料等であります。2款医療諸費は3億4,527万7,169円で、歳出総額の99.4%を占めております。現在、老人保健制度は、一部改正が予定されており、平成18年10月から実施される見込みであります。

以上が老人保健特別会計の決算概要であります。

次に、**認定第19号**、平成17年度新治村介護保険特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額2億1,382万6,228円で、歳出総額が1億5,849万9,866円となり、歳入歳出差引5,532万6,362円となりました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。1款保険料は、3,493万7,500円あります。また、被保険者1人当たりの納入保険料は1万5,702円となっています。2款国庫支出金は、5,114万3,000円であり、介護給付費負担金及び調整交付金の補助金であります。4款県支出金は、2,020万円あります。6款繰入金は、一般会計からの繰入金で5,310万2,000円あります。

次に、歳出について申し上げます。1款総務費は475万3,234円でありました。2款保険給付費は、1億5,247万371円で、4月から9月の費用額であり要介護者及び要支援者延べ総数2,246人分の9割負担分と支援費等であります。

6款諸支出金は126万6,812円であり、平成16年度分支払基金交付金償還金であります。

介護保険制度発足以来6年が経過し、本年度は、介護保険料及び介護保険計画の見直しが行われます。以上が介護保険特別会計の決算概要であります。

次に、**認定第20号**、平成17年度新治村営スキー場事業特別会計についてご説明申し上げます。

本会計につきましては、営業開始が12月中旬でありシーズン前の準備期間中の決算となっております。本会計の歳入決算額は、514万9,141円で、歳出決算額では、187万3,678円となりました。

はじめに歳入について、ご説明申し上げます。

主な歳入は、前年度繰越金114万8,623円と一般会計からの繰入金400万円あります。次に、歳出の主なものを申し上げます。事業費の燃料費、光熱水費などの需用費が74万9,760円、営業協会負担金等が33万500円、消費税が36万8,7

00円で、その他は、電話料等の役務費、電気保安業務委託料及び公用車等借上げ料であります。以上が新治村スキー場事業特別会計の決算概要であります。

次に、**認定第21号**、平成17年度新治村温泉事業特別会計について、ご説明申し上げます。

最初に、17年度の温泉の状況ですが、村有1号泉の汲み上げ量、毎分350リットルと、湯島湯元泉から毎分265リットルの給湯を受け、合わせて毎分615リットルを確保し、行楽シーズンのピーク時にも不足することなく配湯することが出来ました。

本会計の歳入決算額は、2,004万8,889円であり、歳出決算額では、1,030万5,663円という結果になりました。

それでは、歳入面からご説明いたします。主な歳入では、温泉使用料が1,447万5,525円と前年度繰越金が463万2,787円であります。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、職員人件費及び臨時職員賃金などの温泉総務費が388万6,682円、温泉管理の需用費246万3,918円、猿ヶ京湯元泉協同組合負担金等308万円あります。以上が温泉事業特別会計の決算概要であります。

次に、**認定第22号**、簡易水道特別会計について、ご説明申し上げます。

本会計の歳入決算額は、8,954万1,149円であり、歳出決算額では6,307万1,406円という結果となりました。1款使用料5,557万1,310円は、3月分から8月分までの使用料であります。3款加入金88万2千円は、新規加入9戸分であります。5款繰入金1,464万1,905円は、一般会計からの繰入金及び簡易水道事業基金繰入金であります。6款繰越金1,840万7,282円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、簡易水道総務費13節委託料188万2,330円は、メーター検針委託、水質測定委託が主なものであり、14節126万4,850円は、各水道施設の土地借り上げ料、料金システムリース代であります。27節公課費282万2,200円は、決算による消費税の納付分であります。水道維持管理費の11節需用費398万8,093円は、薬品代、電気料及び修繕料等であり、13節委託料432万7,050円は、各簡易水道の水質検査委託料等であります。水道工事費の15節工事請負費84万円は、猿ヶ京簡易水道相保地内舗装本復旧工事であります。

以上が簡易水道特別会計の概要であります。

次に、**認定第23号**、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

本会計の歳入決算額は、9,383万205円であり、歳出決算額では、8,611万507円という結果となりました。それでは歳入面から順次、ご説明申し上げます。

1款使用料及び手数料2,149万550円は、3月分から8月分までの使用料であります。2款分担金20万4,800円は、本管つなぎ込みによる3戸分の受益者分担金であります。4款繰入金6,550万円は、一般会計からの繰入金であります。5款繰越金463万4,825円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、1目総務管理費は職員人件費が主なものでありますが、27節公課費35万6,600円は、決算による消費税の納付分であります。2目処理場及び管渠管理費の11節需用費385万260円は、薬品代、電気料及び修繕料等であります。13節委託料1,185万5,282円は、湯宿処理場及び中継ポンプ場の管理委託料、汚泥処理運搬作業委託料等であります。以上が下水道特別会計の概要であります。

最後に、**認定第24号**、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定についてご説明申し上げます。歳入総額については、5億3,876万8,900円となり、1款の町村負担金が4億8,019万9,000円で歳入の89%を占めております。2款使用料及び手数料は、1,969万7,890円で、し尿及びゴミ手数料であります。また、4款繰越金では、1,416万8,607円となり、5款諸収入は、2,470万3,376円となっております。

次に、歳出総額については、4億9,077万1,523円となり、款別では、1款議会費が3万6,180円、2款総務費が2,658万4,532円、3款衛生費が2億1,319万817円、4款公債費が2億5,095万9,994円となっております。したがって、歳入歳出差引額は、4,799万7,377円となり、新町みなかみ町に帰属されました。なお、財政調整基金につきましては、5,966万1,952円となっております。以上が各一般会計、特別会計等の概要であります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 以上で、提案理由の説明が、終了しました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員阿部仔一君。

（代表監査委員 阿部仔一君登壇）

代表監査委員（阿部仔一君） はい。それでは6番と打ってご置きます資料をご覧ください。

平成17年度合併に伴う決算審査意見をご報告いたします。

群馬県利根郡旧月夜野町・旧水上町・旧新治村・計旧水上月夜野新治衛生施設組合、この4件でございます。

1頁をお開き下さい。平成17年度合併に伴う群馬県利根郡旧月夜野町・旧水上町・旧新治村一般特別公営企業会計並びに旧水上月夜野新治衛生施設組合一般会計の決算審査意見でございます。

地方自治法施行令第5条第3項の規定により、審査に付された平成17年度群馬県利根郡旧月夜野町、旧水上町並びに旧新治村の一般会計、特別会計及び公営企業会計決算並びに旧水上月夜野新治衛生施設組合の一般会計決算について、関係諸帳簿及び証書類を対照して視差の方法により審査した結果、その意見は別紙のとおりであります。

平成18年2月13日付けでみなかみ町長鈴木和雄様にご報告申し上げます。みなかみ町監査委員、阿部仔一、同じく松井秀明。下の記の1審査の対象ですが、旧町村・組合別に別途ご説明申し上げます。2審査の期間、平成18年1月16・17・18・20・23日の5日間にわたり、監査委員2名と審査補助者でございます監査事務局、矢野事務局長、増田財政課補佐、内田係長の計5名で実施いたしました。

2頁へまいります。Iといたしまして、**旧月夜野町決算審査意見**でございます。

この決算審査は、月夜野町、水上町及び新治村が合併したことに伴い、平成17年9月30日をもって打ち切られた平成17年度旧月夜野町一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、みなかみ町監査委員が行ったものであります。

1の審査の対象ですが、(1)平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算、(2)平成17年度群馬県利根郡月夜野町国民健康保険特別会計決算、(3)平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算、(4)平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算、(5)平成17年度群馬県利根郡月夜野町簡易水道特別会計決算、(6)平成17年度群

馬県利根郡月夜野町下水道特別会計決算、(7)平成17年度群馬県利根郡月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算、(8)平成17年度群馬県利根郡月夜野町水道事業会計決算の計8件でございます。

2の一般会計の決算監査の状況であります。平成17年度の歳入総額は3,353,888,751円で、予算現額に対して55.7%、調定額に対しては85.9%であります。自主財源である町税の歳入に占める割合は17.7%、収入済額594,652,323円でありますが、487万6,675円の不納欠損額と5億2万9,241円の収入未済額があります。

この収入未済額というのは、誤解しないで頂きたいのですが、9月に閉めた中間決算であるために、10月以降に歳入となるべき収入が収入未済額として載っております。

念のため、3頁の上の表のアの歳入の内訳というのがございますが、その右から2番目に収入未済額というのがございます。その一番上の段に町税5億2万9,241円の収入未済額があると記されておりますが、これは17年10月以降に納期のくる町税等でございます。

それから、(2)歳出の状況ですが、平成17年度の歳出総額は32億2,748万6,204円で、予算現額に対して53.6%であります。詳しくは4頁の歳出の内訳を後ほどご覧いただければと思います。残りは10月以降の執行ということになります。

(3)実質収支の状況ですが、平成17年度の歳入歳出差引額は、1億2,640万2,547円で、合併による打ち切り決算のため実質収支額も同額となっております。

3頁のアの歳入の内訳は、後ほどご覧いただければと存じます。下のイの滞納及び繰越未収金残高の内訳でございますが、総括意見の中で水上・新治と併せて要望事項として申し上げます。

4頁にまいります。歳出の内訳であります。この表の通りでございます。後ほどご覧いただければと思います。この表の右から2番目、不用額ということで27億9千万円が計上されておりますが、これは10月以降支出予定ということでご理解をいただきたいと思っております。エの基金残高の内訳ですが、合計で5億1,682万1,220円、これは新町みなかみ町に引き継がれております。5起債残高の合計であります。元利合計62億5,795万1,033円、これも新町みなかみ町に引き継がれております。

5頁の3特別会計にまいります。(1)歳入歳出の状況ですが、平成17年度における各特別会計の歳入総額の合計は15億2,695万8,549円で、その内2億9,924万9千円が一般会計からの繰り入れとなっております。

また、歳出総額の合計は14億4,255万9477円であり、歳入歳出差引額は8,440万7,602円あります。下のアの特別会計の内訳、これらも後ほどご覧いただければと思います。イは、滞納及び繰越未収金残高の内訳、これは2,720万7,926円でございます。基金の内訳合計で1億1,456万2,904円新町みなかみ町に引き継がれております。6頁にまいります。起債残高、元利合計で34億3,841万5,242円、新町みなかみ町に引き継がれました。

4公営企業会計、水道事業でございますが、内訳を申し上げます。(1)収益的収入及び支出ですが、①営業収益7,382万1,940円には仮受消費税等の345万7,380円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業収益は7,036万4,560円あります。②損益計算書の営業外収益は、預金利息218円、他会計補助金100万円及び雑収益31円の合計100万249円でございます。③営業費用5,702万22円には

仮払消費税等の76万7,959円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業費用は5,65万2,063円であります。④損益計算書の営業外費用は、企業債利息1,805万416円であります。(2)資本的収入及び支出、①建設改良費は664万5,850円で、仮払消費税等の31万6,050円を含んでおります。②企業債償還金2,122万4,690円は、前年度の貸借対照表中企業債の額6億2,761万3,685円に対する償還額であります。償還額については元利均等返済であります。

なお、平成17年9月30日現在の未償還額は6億638万8,995円となっております。下の表のア繰越未収金残高、水道使用料で209万3,540円ございます。起債残高は、元利合計で8億5,659万4,017円となっております。

つづいて、7頁のⅡ旧水上町決算審査意見を申し上げます。

この表題につきましては、月夜野町で説明いたしましたので省略いたします。

1審査の対象ですが、(1)平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算、(2)平成17年度群馬県利根郡水上町国民健康保険特別会計決算、(3)平成17年度群馬県利根郡水上町老人保健特別会計決算、(4)平成17年度群馬県利根郡水上町介護保険特別会計決算、(5)平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業特別会計決算、(6)平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業会計決算でございます。

内訳でございますが、2一般会計(1)歳入の状況ですが、平成17年度の歳入総額は17億5,061万1,100円で、予算現額に対して43.7%、調定額に対しては47.6%であります。自主財源である町税の歳入に占める割合は66.0%、収入済額が11億5,476万1,669円ですが、18億8,471万9,121円の収入未済額があります。この収入未済額というのは、月夜野町でご説明したとおりでございます。10月以降に納期のくるものをご理解頂きたい、詳しくは8頁歳入の状況を後ほどご覧いただければと思います。(2)歳出の状況、平成17年度の歳出総額は18億437万2,296円で、予算現額に対して45.0%であります。詳しくは9頁をウ歳出の内訳を後ほどご覧いただければと思います。

(3)実質収支の状況ですが、平成17年度の歳入歳出差引額はマイナス5,376万1,196円で、合併による打ち切り決算のため実質収支額も同額であります。なお、この不足額は合併の事由により生じた債務であり、このため一時借入金1億5千万円を充用してございます。

8頁のア歳入の内訳は後ほどご覧下さい。イ滞納及び繰越未収金残高の内訳、8億7千万円ほどございますが、これも後ほどご覧いただければと思います。

9頁、ウ歳出の内訳、この表も後ほどご覧いただければと思います。エ基金の状況、合計で1,053万646円ありましたが、これは新町みなかみ町に引き継がれております。起債残高も元利合計で47億2,304万4,768円、これも新町みなかみ町に引き継がれております。

10頁、3特別会計(1)歳入歳出の状況ですが、平成17年度における各特別会計の歳入総額の合計は10億7,744万8,192円で、その内2億5,933万9千円が一般会計からの繰入れとなっております。

また、歳出総額の合計は10億3,601万6,087円であり、歳入歳出差引額は4,143万2,105円であります。下のア特別会計内訳についても、先程、町長さんから詳しいご説明がございましたので後ほどご覧いただければと思います。イ滞納及び繰越未収金残高の内訳ですが、合計で1億1,227万4,902円あります、新町みなかみ町

に引き継がれております。基金残高9, 130万4, 330円も同じです。また、起債残高元利合計31億2, 556万4, 556円も新町みなかみ町に引き継がれております。

11頁、4公営企業会計(水道事業会計)(1)収益的収入及び支出ですが、①上水道事業の営業収益5, 325万2, 673円には仮受消費税等の253万7, 793円が、また、簡易水道事業の営業収益975万8, 720円には仮受消費税等の46万4, 699円が含まれており、営業収益から仮受消費税等を除いた損益計算書の営業収益は6千万8, 901円であります。②損益計算書の営業外収益は、上水道事業の預金利息75円及び雑収益

の合計2, 142, 387円であります。③上水道事業の営業費用3, 551万7, 973円には仮払消費税等の45万6, 043円が含まれております。

また、簡易水道事業の営業費用1, 330万6, 661円には仮払消費税等の23万9, 637円が含まれており、営業費用から仮払消費税等を除いた損益計算書の営業費用は4, 812万8, 954円であります。④損益計算書の営業外費用は、上水道事業の企業債利息846万317円、借入金利息61万5, 535円、消費税566万5, 900円及び簡易水道事業の企業債利息434万8, 876円の合計1, 909万628円であります。

(2)資本的収入及び支出、①上水道事業の企業債償還金1, 281万8, 849円及び簡易水道事業の企業債償還金548万8, 540円の合計1, 830万7, 389円は、前年度の貸借対照表中企業債の額6億2, 701万4, 120円に対する償還額であります。償還方法については、元金及び利息合計額の均等返済方式であります。

なお、平成17年9月30日現在の未償還額は6億870万6, 731円となっております。下の表、繰越未収金残高、水道使用料として1億5, 400万円ばかり新町みなかみ町に引き継がれております。イ起債残高元利合計8億1, 157万6, 658円も新町みなかみ町に引き継がれております。

Ⅲ旧新治村決算審査意見にまいります。表題については、月夜野町で説明いたしましたので省略いたします。1審査の対象ですが、(1)平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算、(2)平成17年度群馬県利根郡新治村国民健康保険特別会計決算、(3)平成17年度群馬県利根郡新治村老人保健特別会計決算、(4)平成17年度群馬県利根郡新治村介護保険特別会計決算、(5)平成17年度群馬県利根郡新治村簡易水道事業特別会計決算、(6)平成17年度群馬県利根郡新治村下水道事業特別会計決算、(7)平成17年度群馬県利根郡新治村村営スキー場事業特別会計決算、(8)平成17年度群馬県利根郡新治村自家用有償バス事業特別会計決算、(9)平成17年度群馬県利根郡新治村温泉事業特別会計決算であります。事業会計はございません。

2一般会計、(1)歳入の状況、平成17年度の歳入総額は25億5, 910万5, 075円で、予算現額に対して54.7%、調定額に対しては83.5%である。自主財源である村税の歳入に占める割合は20.5%、5億2, 348万8, 522円ではありますが、3, 507万1, 211円の不納欠損額と4億4, 035万609円の収入未済額があります。この収入未済額は、先程ご説明申し上げましたとおり、村税の納期分がまだきていないものということでご理解をいただきたいと思っております。詳しくは、次の13頁の歳入の内訳を後ほどご覧いただければと思っております。

(2)歳出の状況ですが、平成17年度の歳出総額は22億3, 819万277円で、予算現額に対して47.8%であります。詳しくは、14頁、歳出の内訳のとおりでございますので後ほどご覧いただければと思っております。

(3)実質収支の状況ですが、平成17年度の歳入歳出差引額は3億2,091万4,798円で、合併による打ち切り決算のため実質収支額も同額であります。13頁、先程も申し上げましたが、歳入の内訳は後ほどご覧いただければと思います。

イ滞納及び繰越未収金残高ですが、2億1,404万4,982円、新町みなかみ町に引き継がれております。14頁、歳出の内訳ですが、これも後ほどご覧いただければと思います。基金残高ですが、15億5,808万8,070円の基金が新町みなかみ町に引き継がれております。下の起債残高内訳ですが、元利合計で64億4,072万9,163円で、新町みなかみ町に引き継がれております。

15頁、3特別会計(1)歳入歳出の状況ですが、平成17年度における各特別会計の歳入総額の合計は11億6,749万4,151円で、その内1億9,372万500円が一般会計からの繰入れとなっております。

また、歳出総額の合計は9億8,219万7,276円であり、歳入歳出差引額は1億8,526万6,875円であります。下のアそれぞれの特別会計の内訳ですが、後ほどご覧いただければと思います。イ滞納及び繰越未収金残高の内訳ですが、トータルで1億1,042万983円が新町みなかみ町に引き継がれております。

16頁、基金残高の内訳ですが合計で2億2,896万2,701円が新町みなかみ町に引き継がれております。エ起債残高ですが、元利併せて29億3,496万3,757円、これも新町みなかみ町に引き継がれております。

17頁、**IV旧水上月夜野新治衛生施設組合決算審査意見**でございます。

この決算審査は、月夜野町、水上町及び新治村の合併により水上月夜野新治衛生施設組合が解散したことに伴い、平成17年9月30日をもって打ち切られた平成17年度旧水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、みなかみ町監査委員が行ったものであります。

1審査の対象ですが、(1)平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算であります。2一般会計(1)歳入の状況、平成17年度の歳入総額は5億3,876万8,900円で、予算現額に対して46.4%、調定額に対しては99.5%であります。(2)歳出の状況ですが、平成17年度の歳出総額は4億9,077万1,523円で、予算現額に対して42.3%であります。したがって、(3)実質収支の状況は、平成17年度の歳入歳出差引額は4,799万7,377円で、解散による打ち切り決算のため実質収支額も同額であります。

17頁、下のアの歳入の内訳表ですが、これも後ほどご覧いただければと思います。18頁、イの歳出の内訳、これも後ほどご覧いただければと思います。基金残高の内訳、財政調整基金として、5,966万1,952円が新町みなかみ町に引き継がれております。エ起債残高ですが、元利併せて、34億9,788万6,136円、これも新町みなかみ町に引き継がれております。

最後になりました19頁、**V審査結果の総括意見**です。今回、決算審査を行った月夜野町、水上町、新治村の3町村並びに水上月夜野新治衛生施設組合は、合併に伴って消滅したことにより、その業務がすでに新町みなかみ町に引き継がれていることから、歳入歳出に関する諸手続き、処理方法などを中心に試査の方法により出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を審査した結果、3町村の一般会計、特別会計及び公営企業会計並びに衛生施設組合の一般会計を通じ、会計経理は適法、適正であると認められました。

なお、旧3町村の閉庁に伴い、極めて多大な繰越滞納及び未収金が新町みなかみ町に引

き継がれており、内訳では一般会計で11億3,763万2,470円、特別会計で2億4,990万3,811円、公営企業会計で1億5,682万2,931円、トータルで15億4,435万9,212円となっております。

これらの早急な圧縮に向けまして、特別整理班を編成するなどによる早急な収納確保策の実施が、新町みなかみ町に望まれるところでございます。

以上、審査報告とさせていただきます。

議 長（増田宗利君） 以上で、決算審査の報告を終わります。ご苦労様でした。

議 長（増田宗利君） これより質疑に入ります。質疑は簡明に願います。

まず、認定第1号についてから、認定第8号まで、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて認定第1号から、認定第8号までの質疑を終結します。

次に、認定第9号から、認定第14号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて認定第9号から、認定第14号までの質疑を終結します。

次に、認定第15号から、認定第23号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて認定第15号から、認定第23号までの質疑を終結します。

次に、認定第24号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて認定第24号の質疑を終結します。

議 長（増田宗利君） お諮りいたします。

認定第1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定についてから、認定第24号、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定についてまでは、「委員会付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定についてから、認定第24号、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定についてまでは、「委員会付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3 1 議案第43号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算（第3号）
について

議案第44号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）について

議案第45号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計補正予算
（第1号）について

- 議案第46号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算
(第2号)について
- 議案第47号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正
予算(第1号)について
- 議案第48号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計補正予
算(第1号)について
- 議案第49号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計補正予算(第
1号)について
- 議案第50号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計補正
予算(第1号)について
- 議案第51号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計補正予算
(第1号)について

議 長(増田宗利君) 日程第31、議案第43号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計
補正予算(第3号)についてから、議案第51号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事
業特別会計補正予算(第1号)についてまで、以上9件は、関連する議案でありますので一括
議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第43号から議案第51号まで一括して提案理由の説明をさせていただきます。

最初に**議案第43号**についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入
歳出それぞれ1億6,404万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億4,012
万8千円とするものでございます。

歳入の主なものは、町税2,130万円減額、地方交付税1,273万円増額、分担金
及び負担金311万3千円減額、国庫支出金704万5千円減額、県支出金769万1千
円増額、繰入金2,997万9千円減額、諸収入2,527万3千円増額、町債1億4,
730万円減額であります。

歳出の主なものは、1款議会費で、議員報酬等として、376万1千円減額、2款総務
費で1,641万4千円の減額補正、内訳は、職員人件費402万円の増額、情報政策費
の通信料で479万5千円の減額、合併対策費で625万5千円の減額、これは、町章等
の募集が遅れたことと、看板などの名称変更修繕料等による減額であります。選挙費につ
きましては、衆議院議員選挙費及び町長選挙費の精算に伴う462万円の減額であります。
3款民生費では、546万8千円の増額補正、内訳は、増額項目が社会福祉費で、老人保
健特別会計繰出金が2,705万5千円、福祉医療費で468万8千円、介護保険費で、
介護保険特別会計繰出金1,230万5千円であり、減額項目は、老人補措置費で措置委
託料312万3千円、広域老人ホーム管理費で負担金291万9千円、障害者福祉費で1,
738万9千円、保育園費で817万2千円であります。4款衛生費では、208万8千
円の減額補正です。

増額項目は、国民健康保険特別会計繰出金1,029万5千円、資源リサイクルセンター管理費で委託料479万3千円であり、減額項目はアメニティパーク管理費で604万6千円、簡易水道特別会計繰出金221万1千円であります。6款農林水産業費では、1,839万7千円の減額補正であります。増額項目は、農業総務費で、真沢の森建物修繕工事費277万2千円は、宿泊棟から浴室への渡り廊下が雪害により破損したものであります。減額項目は農業振興費で水田協議会交付金190万円の減、農地費で県営みくに地区負担金等で1,694万円の減額であります。

7款商工費では834万7千円の減額補正であります。観光振興費でパンフレット等の印刷代等で451万3千円の減額、各施設の維持管理費で373万4千円の減額となっております。8款土木費では1億1,818万4千円の減額補正であります。道路新設改良費で、悪戸矢瀬線改良工事、ウノセ線改良工事、湯原32号線改良工事で1,760万8千円の減額であり、減額の理由は用地取得の遅れに伴うものです。

都市計画総務費で9,364万5千円の減は、まちづくり交付金事業の用地取得関連で、対象者が民事再生法の申請中であることと、合併特例債を活用するために、18年度に事業費をおくったものです。9款消防費では、986万6千円の減額は、12月補正で議決いただいた消防団員の活動服購入費用を合併補助金を充当させるため、18年度におくったものです。10款教育費では、633万8千円の減額補正です。社会教育総務費で、アスベスト使用状況調査委託料及びカルチャーセンター費夜間警備委託料等の減額によるものであります。

なお、豪雪被害による公共施設の補修工事及び用地取得の遅延による繰越明許費が10件、金額にして1億5,473万円であります。

次に、**議案第44号**、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億838万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億9,483万8千円とするものであります。

歳入におきましては、国庫支出金、療養費給付費交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金の精査によるものです。

歳出では、総務費、保険給付費、介護納付金、予備費の増額、共同事業拠出金、保険事業費の減額となっております。

議案第45号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,663万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億8,934万円とするものであります。歳入につきましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金の精査によるものであります。歳出については、医療費の増加に伴う医療諸費、1億8,905万6千円が主なものであります。

議案第46号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,119万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億734万8千円とするものであります。歳入の主なものは、保険料160万5千円の減額、国庫支出金3,050万8千円の増額、支払基金交付金630万8千円の増額、県支出金531万1千円の増額、繰入金1,064万9千円の増額であります。

歳出の主なものは、総務費182万円の増額、保険給付費4,248万5千円の増額、基金積立金703万7千円の増額となっております。

歳出の主な理由は、制度改正に伴うシステム改修費を総務費で、保険給付費では、介護保険利用者の増加によるサービス等が7,957万円余りの増加と特定施設入所者の給付費の見直しによる4,595万4千円の減額との調整であります。

議案第47号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ511万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,343万5千円とするものであります。

歳入の主ものは、使用料290万円の減額、繰入金221万1千円の減額、歳出の主なものは、施設費640万1千円の減額は、薬品使用量の減少、水質検査委託料等の減額及び各施設改修工事費の変更に伴う減額であります。

次に**議案第48号**、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ817万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,433万8千円とするものであります。歳入の主ものは、町債で880万円の減は、事業の変更によるものであります。歳出の主ものは、月夜野地区の公共下水道建設事業費が、当初見積もりに比較して、付帯工事、水道管布設替等が少なくなったことにより、934万6千円の減額となりました。

次に**議案第49号**、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。既決の予算に、収益的収入では、上水道事業収益で18万3千円増額し、1億4,467万6千円とし、資本的収入で50万円増額し、2,435万円とします。支出では、上水道事業費用で333万3千円減額し、簡易水道事業費用で178万円増額し、1億5,861万9千円とし、簡易水道事業資本的支出で90万円増額し、8,220万円とするものであります。

補正の主ものは、歳出では電気料及び支払利息の減額によります。施設改良工事費は、水上地区の大穴浄水場設備更新等であります。

議案第50号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,151万6千円とするものであります。

歳入で、事業収入の内リフト、ロープ塔使用料及び食堂売上げで11万9千円減額し、歳出では、燃料費の高騰を受け69万5千円を増額しましたが、国有林借地料などを減額し、総額で11万9千円を減額いたしました。

最後に**議案第51号**、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,720万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,417万7千円とするものであります。歳入で、基金繰入金を2,724万2千円減額し、歳出では、町営第1号源泉掘削工事を計画変更して、翌年度に実施するため、事業にかかる委託料及び工事費、2,040万円を減額し、温泉使用权返還の申し出もないため、返還金200万円を減額をするものであります。

以上、一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（増田宗利君） 以上で、提案理由の説明が終了いたしました。
これより議案第43号についてから、議案第51号まで、一括して質疑に入ります。
なお、質疑は簡明に願います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第43号についてから、議案第51号についてまでの質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、議案第43号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。
- 議 長（増田宗利君） 議案第43号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第43号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。
これより議案第44号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。
議案第44号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第44号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。
これより議案第45号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

これより議案第46号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

これより議案第47号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

これより議案第48号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

これより議案第49号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

これより議案第50号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

これより議案第51号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議長(増田宗利君) 議案第51号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計補正

予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議 長 (増田宗利君) この際、休憩いたします。16時20分より再開いたします。

(16時07分休憩)

(16時20分再開)

議 長 (増田宗利君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第32
- 議案第52号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算について
 - 議案第53号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第54号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計予算について
 - 議案第55号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計予算について
 - 議案第56号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
 - 議案第57号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計予算について
 - 議案第58号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計予算について
 - 議案第59号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について
 - 議案第60号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
 - 議案第61号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
 - 議案第62号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議 長 (増田宗利君) 日程第32、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算についてから、議案第62号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまで、以上11件は関連する議案でありますので一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長 (増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) お許しをいただきましたので、議案第52号から議案第62号まで一括してご説明申し上げます。

新町みなかみ町として、初めての予算編成に臨み、合併後5ヶ月余りで、施設の統廃合や経常経費の削減等、合併による効果が現れていない状況と、合併協議の中で予想されていた基金残高の減少で、緊縮予算編成を余儀なくされました。

当町の財政の体質として、人件費や物件費、補助費等の経常経費比率が98%と高率になっております。こうした状況から18年度予算については、経常支出の大幅な削減に努めました。

さらに、国においては、三位一体の改革を推進する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な財源を確保したと述べておりますが、国に準じた総人件費改革基本方針等による人件費経費の抑制や地方単独事業費の抑制を押しつけることによって、つじつまを合わせているにすぎません。地方税収が増加傾向にあるとして、地方交付税の総額が、前年度比5.9%、9,906億円減少しております。地域経済の回復が遅れている当町においては、その影響は18年度予算に強く影響されるものであります。

単なる財政健全化に向けた改革では、歳出削減のみが重視され、行政サービスの低下や地域経済の規模そのものを萎縮させることにつながることは十分承知しておりますが、「行財政改革調査会」等による提言を受け、早急にスリムな体質となるまでの緊急措置とご認識いただきますようお願い申し上げます。

この町に住んでいて良かったと言われる、夢のあるまちづくり予算を町民の皆様を示すことができるよう努力してまいりたいと考えております。

さて、平成18年度の予算の総額は、一般会計144億5,100万円、国民健康保険特別会計をはじめとする9つの特別会計は、77億3,391万9千円とさせていただきました。

まず、最初に、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算についてご説明申し上げます。

議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算は、歳入歳出総額それぞれ144億5,100万円と決めました。予算内示会でご説明させていただきましたとおり、14億円余りの起債の借換えを当予算において実施いたしましたので、実質130億5,190万円とご認識いただきたいと思う次第であります。歳入の主なものは、町税37億4,833万円、観光地である当町は、景気の回復基調が反映されず、また、固定資産の評価替えの基準年度となっており、前年度対比3.6%減と見込みました。地方譲与税3億9,826万円、交付金4億3,970万円、地方交付税41億5,000万円、これは目一杯見ております。分担金及び負担金3億2,998万円、使用料及び手数料3億5,888万円、国県支出金11億6,289万円、繰入金5億1,864万円、諸収入1億6,718万円、町債31億2,270万円となっております。

歳出の主なものは、議会費1億2,492万円、総務費16億2,613万円は、企画振興費で、合併振興基金3億円を今年度から積立てていきたいと考えております。地域づくり費で、平標山小屋建設事業、山岳資料館工事、地域間交流事業、東京芸術大学交流事業などを実施します。民生費17億8,643万円は、13歳未満までの単独分を含む、福祉医療費で1億9,121万円、障害者福祉費2億4,846万円、老人保健特別会計繰出金2億1,25万円、介護保険特別会計繰出金2億2,424万円などであります。

衛生費11億9,883万円は、アメニティパーク管理費5億358万円、国民健康保険特別会計繰出金1億4,202万円などです。農林水産業費9億7,745万円は、土地改良費1億4,842万円、元気な地域づくり交付金事業1億103万円、中山間地域総合整備事業5,203万円、特産品の販路拡大として、まごころ便事業200万円などです。商工費5億495万円は、制度融資利子補給や空店舗対策費として商工振興費で1,983万円、観光宣伝委託料などを観光振興費で7,354万円、合併を機に町民のコミュニティを構築し、一体感を推進するために新たなイベントを実施するため観光イベント費で1,628万円を計上しました。土木費16億8,100万円は、まちづくり交付金事業で、水上温泉街の再生のために4億6,145万円、新幹線に架かる橋梁の耐震補強工事1億3,384万円、子持橋架替工事3,041万円、今年の大雪を教訓として、月夜野地区の除雪体制に万全を期するための除雪費で1億5,352万円などです。消防費4億7,135万円は、広域消防負担金3億7,882万円及び非常備消防費7,377万円です。教育費22億6,521万円は、3款保育園費で1億4,356万円、幼稚園費で1億7,884万円、18年度より3ヶ年度の継続費で実施する新治統合小学校建設費の3億1,372万円をはじめとして、小学校費4億4,875万円、水上・新治中学校の耐震診断を含めた中学校費1億583万円、高等学校費5億6,167万円は、利根沼田学校組合への負担金です。総合体育館大規模改修工事1億6,960万円、名胡桃城址保存整備事業5,230万円などです。公債費37億6,139万円は、13億9,910万円の借換え分を含み、5年間の据え置き措置をとったことにより、2億7,000万円の軽減と、平準化を図りました。

このような厳しい財政状況下においても、建設事業が実施できることは、合併特例債を活用できるからこそであり、綿密な財政計画を策定の上にも今後も課題事業を実施してまいりたいと考えています。

次に、**議案第53号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ、22億2,671万円と決めました。歳入の主なものは、国民健康保険税7億8,696万円、国庫支出金8億2,790万1千円、療養給付費交付金3億459万9千円、繰入金1億8,920万2千円です。

歳出の主なものは、保険給付費14億9,741万5千円、老人保健拠出金4億3,635万3千円です。

国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、平成17年度より三位一体改革による低率国庫負担金の引下げや、県調整交付金の創設などを柱とした制度見直しが実施されましたが、高齢化による医療給付費の増加、景気の低迷による個人所得の回復がみられない等の要因から、医療保険財政にも大きな影響を与え、国民健康保険事業の運営も厳しい状況が続いております。

議案第54号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ25億9,119万7千円と決めました。歳入の主なものは、支払基金交付金が13億5,594万9千円で全体の52%を占め、国庫支出金が8億2,008万8千円、その他、県支出金、繰入金であり、歳出の主なものは、医療諸費が全体の99%の25億8,536万8千円となっております。

次に**議案第55号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計予算について

てご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額それぞれ15億9,000万円と決めました。歳入の主なものは、保険料2億4,664万2千円、国庫支出金4億2,105万7千円、支払基金交付金4億7,788万3千円、繰入金2億4,331万8千円であります。

歳出の主なものは、保険給付費15億2,937万5千円で全体の96%を占めております。

平成18年度は、第2次介護保険事業計画が見直され、第3次介護保険事業計画の初年度にあたります。みなかみ町では、第2次介護保険事業計画については、合併前の旧町村単位で策定されており、新たな枠組みでは、初めての介護保険事業の策定となります。

事業計画の中で、介護保険事業の制度改正を含め、保険料の改定も併せて行わせていただき、第1号被保険者の保険料基準額を、年額39,800円と定めさせていただきました。

一方制度改正の中で、重点項目とされる介護が必要な被保険者への給付はもとよりであります。「介護が必要とならないように」とする予防対策の必要性も盛り込まれ、その施策として、予算の中に地域支援事業費を新たに定めさせていただきました。

次に**議案第56号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ2億341万円と決めました。歳入の主なものは、使用料及び手数料1億5,370万円、繰入金4,220万3千円であります。歳出の主なものは、簡易水道費1億1,384万2千円は、人件費及び施設維持管理に伴う費用であります。施設費832万円は、赤谷水道改修工事など老朽管布設替え及び施設の改修工事であります。

次に**議案第57号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ10億2,977万9千円と決めました。歳入の主なものは、使用料及び手数料2億1,592万6千円、国庫支出金2,862万5千円、繰入金5億1,832万7千円、町債2億5,610万円であります。歳出の主なものは、公共下水道建設事業費7,178万8千円は、月夜野地区の下牧、石合の舗装復旧及び管渠敷設工事であり、水上地区の阿能川、鹿野沢の舗装復旧及び管渠敷設工事が主なものであります。特定環境保全公共下水道費3,731万円は、脱水ケーキ運搬コンベアー取替え、処理場管理委託料及び汚泥処理運搬委託料であります。汚水処理施設整備費2,587万5千円は、下水道認可区域外の地域を対象に合併浄化槽設置費の一部を補助する制度で、補助基準額の3分の1を国、5分の1を県、15分の7を町が補助するものであります。

次に**議案第58号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

収入で、上水道事業収益2億5,807万2千円、簡易水道事業収益2,444万4千円で、水道使用料、加入金、一般会計補助金、藤原簡易水道組合委託事業剰余金であります。支出で、上水道事業費用2億6,793万1千円で、営業費用で減価償却費等を除くと、1億1,542万9千円で、主なものは原水及び浄水費の動力費と給配水の修繕費等であります。営業外費用5,980万9千円の主なものは、企業債利息であります。簡易水道事業費用3,135万1千円は、営業費用で減価償却費を除くと2,066万8千円で、主なものは合併に伴う変更認可委託料、修繕費であります。

次に資本的収支ですが、収入で、上水道事業収入で企業債3,000万円、簡易水道収入で補助金2,150万1千円であります。支出では、上水道事業1億1,536万9千円の主なものは、水上地区の上の浄水場施設改良工事、名胡桃地内石綿管更新工事、後閑上河原地内配水管布設替工事と企業債償還金であります。

簡易水道事業2,900万4千円は、電源立地地域対策交付金事業による湯桧曾地内管路更新工事及び企業債償還金であります。

なお、不足に対する資本的収入額9,287万2千円は、当年度消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金及び当該年度損益勘定留保資金で補填をいたします。

次に**議案第59号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町利根沼田観光センター特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,093万8千円と決めました。

当観光センターにつきましては、利根沼田広域市町村圏振興整備組合からその管理について町に委託され、みなかみ町で特別会計により管理するものであります。事業といたしましては1階部分における3店舗の営業と広域圏の観光PRを行うものであり、そのための土地及び施設の管理をいたしております。歳入では3店舗からの使用料251万4千円、広域圏からの運営費補助金400万円及びプリンスホテルからの土地使用料58万2千円であります。歳出については、維持管理に係る光熱水費669万5千円、夜間警備委託や各種機器の保守管理委託料などの290万6千円が主なものであります。

議案第60号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ500万円と決めました。本特別会計は東武バス廃止路線の代替えとして、町営バスの運行を行うものであります。猿ヶ京小学校下から法師温泉までの区間9.8kmを1日4往復運行しております。平成18年度予算におきましては、利用者数が減少傾向にあることから、15%減額で見込みました。歳入でバス使用料360万円、県補助金10万円、繰越金10万円、基金繰入金82万円で、歳出では、両替機更新を含む修繕料120万円、運転業務委託料264万円の他、燃料費でございます。

次に**議案第61号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ2,159万9千円と決めました。スキー場の営業は、そのシーズンの降雪量や降雪時期で経営上、大きく左右されますが、スキー人口の減少からその経営は年々厳しくなっております。

歳入の主なものは、事業収入で1,494万6千円はリフト・貸しスキー等の使用料であります。繰越金100万円、基金繰入金364万9千円、一般会計からの繰入金200万円であります。歳出の主なものは、事業費で、2,159万6千円は、臨時職員賃金697万2千円、光熱水費・国有林借地料・原材料費等であります。

最後に**議案第62号**、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ5,528万6千円と決めました。歳入の主なものは、温泉使用料である事業収入2,815万2千円、基金繰入金2,660万円であります。歳出の主なものは、事業費5,425万4千円で、管理にかかる人件費808万、第1号源泉改修工事2,040万円であります。

現在、温泉事業の運営は、十分な湯量が確保されており、年間を通じて安定した給湯が

なされております。

以上が平成18年度につきましての一般会計並びに特別会計予算であります。一括して説明させていただきましたが、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

延長宣告

議長(増田宗利君) ここで、予め会議を延長いたします。

議長(増田宗利君) 以上で、提案理由の説明が終了しました。

これより、議案第52号についてから議案第62号についてまで一括して質疑に入ります。

質疑は簡明に願います。質疑はありませんか。

1 番 島崎栄一君。

(1 番 島崎栄一君登壇)

1 番(島崎栄一君) ちょっと伺いたいですけれど、借換なんですけれども、14億円借換償ってことだと思うんですけれども、これがよく分からないんですよ。あの例えば、下水道なら下水道するっていうので3億起債すれば、3億円起債して、モノができて、それを10年なら10年で返すとか、それは意味が分かるんですけれども、この借換っていうのは、5年繰延べってちょっと聞いたんですけれども、それは今、14億円借りて、返済が始まるのは5年後ということなんですか。この辺はどうなっているのでしょうか。

議長(増田宗利君) 財政課長。

(財政課長 木村一夫君登壇)

財政課長(木村一夫君) お答えいたします。民間の金融機関から借りていたものについて、借換という措置を今回取らせていただきました。起債の条件といたしまして、箱物の耐用年数がある間について、起債の借換ができるということになっておりますので、今、起債の残金をまた、改めて借り直すという措置を取らせていただきまして、その額について、5年間の据え置きをお願いをして6年目から元利償還を始めさせていただきたいということでございます。その方向を取りましたのは、一つは財源不足ということもございしますが、起債制限比率がこのままでいきますと、定められております18%に限りなく近づいてしまうということもありましたので、起債の償還の平準化、平らにしていこうということですが、そういう措置を取らせていただきまして、今後も合併特例債が借りられるようにという措置も考えまして、今回の措置を取らせていただきました。

議長(増田宗利君) 島崎栄一君。

(1 番 島崎栄一君登壇)

1 番(島崎栄一君) そうすると、この14億円は借換をしなければ、ここ来年、再来年、3年後とか、そういう中で本来ならば、返済していかなければならなかった借金なのだけれども、そのときにそれをすると返済が18%を超えて、特例債さえ使えなくなってしまうから、その返す山を崩して、先に延ばしたということで、返すのは5年後からということでしょうか。

議長(増田宗利君) 財政課長。

(財政課長 木村一夫君登壇)

財政課長(木村一夫君) はい、そのとおりでございます。

議 長 (増田宗利君) ほかにありませんか。

4 2 番大坪進君。

(4 2 番 大坪 進君登壇)

4 2 番 (大坪 進君) それでは何点か質問いたします。順不同になりますけれども、よろしくお願ひします。

まず、第一に244頁に前年当初額という欄があるわけですが、それが空欄になっています。それと各款の合計なんですけれども、一番最後の頁ですね、すみません。この空欄になっているこの部分なんですけれども、旧3町村の決算見込みでもいいんですけれども、その数字を教えていただきたい、あるいは当初予算の旧3町村の合算した額、それと款の合計についても、その比較を示していただきたいと思ひます。

それと9頁ですが、先程、島崎議員の方から質問がありました借換なのですが、13億9,910万円ですが、5年間の据え置きで、特例債が借換ができるように平準化するためにこの借換をしたいということなんですけれども、結局借りた金は返さなくちゃならないわけですね。ですから、極力、公共事業も含めて、無駄な事業を抑えて、自分の殻にあった予算編成をすべきではないかと思うのですが、結局借りた金はなさなくてはならないし、10～15年後の人口の状況だとか、あるいは予算の財政規模の場合などはかなり減額、少なくなると思うのですよね。

そうした場合、借金を返す力がなくなったところに借金がこうに乗っかってくるわけですから、極力、私はこの借換をしないでいくべきだと思うのですが、借換をしないで特例債も極力抑えるというかたちでいくべきだと思うのですが、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

議 長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) はい、お答えいたします。もちろんまだ、決算は出ていませんから、今の
大坪議員のそのご要望には沿えないと思ひますね。それから、各款別の数値と合併しない
前の当初予算、言うなれば昨年17年度予算ですよ、それをここへ数字で表せということ
ですが、申し訳ないんですけれども、それぞれ資料がいつていると思ひますから、一つ
ご自分でお出しただいて、ご判断願えればと思ひます。

それから、今の繰り延べの関係なのですが、合併特例債の関係もそれはあるのですが、
一番の問題はですね、今年度予算編成に当たりまして、一般財源が足りないということから、
この問題は発生しております。

いろいろと各課の要望等があったわけでございますが、一般財源が20億も足りないとい
うようなことから、さてこれはどうにしようということ、いろいろと悩み悩みここまで
来たわけでございますけれども、その一つに要するに公債費の繰り延べを考えたわけ
です。今年度は26億円程の公債費を本来ですと予算を組まなければならないというところ
にあったわけなんですけれども、これを何とか3億円くらいですね、繰り延べをしたいとい
うところから出発をしております。

さらには職員の給与も0.4%削減、各種団体の補助金等も50%カットをお願いして
ですね、何とか一般財源につきましても、基金からの繰入金金を5億1千万円ほどで何とか
抑えることができ、やっと予算が組めたというのが実情であります。

そういう考え方のもとから、公債費の繰り延べをしようということから出発した取り組
みであります。

この公債費につきましては、3億円できずに2億7千万円ほどになったわけですが、26億から2億7千万円を簡単に引けばいいというものではなくて、それぞれの事業に基づきまして縁故債等が借入れてあるわけですから、全体の中から、全体の借換をする中で、2億7千万円が繰り延べできるような体制を実は金融機関と協議をして取ったというのが実情であります。

現在の起債制限比率につきましては、大体15～16だと思っておりますが、これが18になりますと、少し注意信号が出ると、ご案内のとおり起債制限比率は、20%という一つの数値があるわけですよ。したがって、そういう数値につきましては、しっかりと頭に描いて、起債等も起こしていきませんと特例債等も活用できないわけでありまして、当然これからはそういうことも頭に置きながら、特例債を中心として、起債活用をしていきたいと考えております。そういう意味からの借換でございますので、特例債を使うがために、これオンリーでやったのではないということをご理解を願いたいと思います。

議長 (増田宗利君) 大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番 (大坪 進君) それでは何で180頁の統合校舎建設3億1千371万、これをやめればですね、かなり財政的にはですね、クリアできると思うんですよ。それで学校建設に当たってはもう皆さんご承知のように3,500の署名が地域から出ていますし、実際、今現在新治には新巻小が建設して33年、須川は19年、それと猿ヶ京はまだ13年ですよ。合計合わせれば、24クラス規模の施設があるわけです。仮に30人欠ければですね、720人の児童が収容ができる施設ですよ、仮に新巻を使わなくても、十分今対応できるような規模の施設を持ってるわけです。そういうところで敢えてですね、何で今、校舎を今年造るのかっていうのが非常に住民は危惧してると思うのです。それで町長もですね、12月の定例会でも、平成17年に生まれる子供の数は27人だって言ってるのです。先行きを見てもですね、そんなに増えるような要素はないのではないかと思います。これは教育委員会ですら出した資料では、6～0歳までの数字がありますけれども、合計して303人ですよ。もう、こういう状況です。ですから、全く校舎を造る必要はないところに何で今校舎を造るのか、その辺ぜひお聞きしたいと思います。

議長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) ご質問の狙いというのは小学校統合の校舎の問題にあったのですか。今のお話のとおりですね、冒頭挨拶でも申し上げましたし、今も提案理由等で申し上げましたが、新町みなかみ町は財政的には確かに経常経費が98%という状況ですよ、逆に私はちょっとお聞きしたいのですよ。逆にお答えしてもらわないとわからないのです。

確かに少子化が進んでいますよね、大坪議員のお考えは、今の小学校を耐震補強して、体育館を造りプールを造って行けということですよ、ではその財源はどこから出るので、その財源はこれこれこうだよと町民に言わなければダメですよ。

私は今回の予算に当たりましては、文部科学省の事業と特例債を使って、子供たちの父兄等々からも強い要望を受けていますけれども、この小学校を統合を実現したいということで今回予算を組んでいるわけです。

この町はですね、財政的に本当に大変ですよ、3～4年そのくらいの期間をしっかりと設ける中でこれからの行財政改革をしっかりと方向を示してですね、町民の方にご協力願って、そして改革をしていかないとこれからのまちづくりは本当に大変になると思います。

しかし、この町は合併ができました、大坪議員は合併反対だったですけれどもね。合併しなかったらこれ大変だったのではないですか、大変ですよ、これ。

だから、先程の校舎を造るための財源はどうするのか、合併ならば合併しなかった場合に、平成18年度の予算はどうやって組んだのか、そういうことをちゃんと町民の方に大坪議員、言わなければダメですよ。ところが、幸い合併できた、合併できたら特例債が使える、言うなれば、公共事業と合併特例債を上手く平行すればですね、最小の支出で最大の効果が上がれるような公共事業ができるわけですよ。

ところが合併特例債というものは何でも使えるものではないのです、条件が3つあるのです、施設を統合するというのが一つ、地域の一体感のある取り組みをすることが一つ、地域格差の是正をすることが一つ、この三つに当てはまらなかったら、特例債は使えないのですよ。だから、古馬牧小学校の体育館の問題が出ていますけれども、これは残念ながら特例債が使えないのです。特例債が使えなければ、先程来からご案内のとおりですね、基金もないからできないのですよ。ところが新治地区の学校については特例債を上手く活用できて、そして、父兄の方の要望の機会に応えられる今時期なのです。それをやって欲しいと言っているわけですから、それを予算化して今皆さん方にお諮りしているわけですよ。もうぼつぼつ大坪議員、理解しても良いのではないですか。

議長（増田宗利君） 大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） 実はですね、町長のところには行っていると思うのですが、アンケート結果を見てもですね、当面は存続し、必要になったら検討すべきだというのが4割です。賛成統合すべきと言うのは、17%ですよ。反対を含めればですね、それとですね、将来必要になったら、検討すべきというのを両方合わせれば、過半数を超える数字、これがですね、地域住民の声だと思うのです。

それで仮に新巻小にそのぼつ壊してですね、33年でまだ十分使える、それを壊してですね、そこに12クラスの校舎を造っても、造った途端に、もう何年もしないうちに半分が空き教室になっちゃう、それで19年だとか13年の小学校が廃校になっちゃうのですよ、これほどの無駄なことはないのではないですか。私には全然理解できません。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） はい。大坪議員、私も本当に理解できないですよ。確かに少子化は急速に進んでいますね。だから、やはり少子化に対応した教育環境をつくらなければならないということは私は同じだと思うのですよ。大坪議員も同じだと思うのですよ。

だから、こういう状況の中であって、今、新治地区の教育環境をどのようにするのか、こうに造って、ついては財源はこうになるということを示してくれって私は言ったでしょう、前から言っていますけれども、それをはっきり示さなかったらね、私も町民もそれは分かりませんよ、判断できませんよ。それはだけれども、大坪議員ね、実際のことをちゃんと示してしなかったら、それはダメですよ。誰だってね、学校が統合になる、なくなる、これは張り合いが悪い、何とかしてくれ、それは当然、そういう意見はまず出ますよ。

だから、そういう中で、では今の教育環境はどうなのだろう、今子供たちのために納得できる教育環境をつくるために財政はどうなのだろう、普通そういうふうに考えていくのではないですか。そういうふうに考えていって、結論づけてあげるのが我々の責任でしょう。そういうことで今日までいろいろと取り組みの中で方向が決まり、平成18年度の予

算編成になったということでもあります。ご理解を願いたいと思います。

議長(増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第52号についてから議案第62号についてまでの質疑を終結します。

議長(増田宗利君) お諮りいたします。

議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算についてから、議案第62号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、「委員会付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算についてから、議案第62号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、「委員会付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第33 議案第63号 町営水上中央(北原)土地改良事業の概要について(区画整理)

議案第64号 町営水上中央(若栗)土地改良事業の概要について(農業用道路)

議案第65号 町営水上中央(大穴)土地改良事業の概要について(農業用排水路)

議長(増田宗利君) 日程第33、議案第63号、町営水上中央(北原)土地改良事業の概要について(区画整理)から、議案第65号、町営水上中央(大穴)土地改良事業の概要について(農業用排水路)まで、以上3件は、関連する議案でありますので一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第63号から議案第65号について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本事業は、中山間地域総合整備事業水上中央地区としての土地改良事業で農業基盤整備と生活環境整備と2つの事業区分で構成されております。平成18年度から平成22年度の5ヶ年間の工期となっており、概算事業費5億7千万円で整備する予定であります。

この事業は農業基盤整備から着手することが義務づけられておりますので、議案第63号の水上中央の北原区画整備6.6ha、議案第64号の若栗の農業用道路整備、総延長550m、全幅4.0mのアスファルト舗装、そして、議案第65号の大穴土地改良事業としての大湯用水の用水路の整備を実施するものであります。土改良法の規程により、町議会の議決を経て、認可申請をするものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(増田宗利君) 以上で、提案理由の説明が終了しました。

これより、議案第63号から議案第65号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第63号から議案第65号の質疑を終結いたします。

議 長(増田宗利君) これより議案第63号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。
議案第63号、町営水上中央(北原)土地改良事業の概要について(区画整理)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第63号、町営水上中央(北原)土地改良事業の概要について(区画整理)は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。
議案第64号、町営水上中央(若栗)土地改良事業の概要について(農業用道路)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第64号、町営水上中央(若栗)土地改良事業の概要について(農業用道路)は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。
議案第65号、町営水上中央(大穴)土地改良事業の概要について(農業用排水路)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第65号、町営水上中央(大穴)土地改良事業の概要について(農業用排水路)は原案のとおり可決されました。

散 会

議 長（増田宗利君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。
明日は、午前10時より一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

（ 17時18分 散会 ）